



第2章 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

第1節 豊かな自然の保護・保全

大分県は、九州本島の北東部に位置し、北と東は周防灘、別府湾、豊後水道の海域に面し、西と南は英彦山、津江山系、くじゅう山群及び祖母傾山系の山岳地帯で囲まれている。地形が複雑で山地や台地が多く、平野は比較的少ない。山地では、広大な高原を山裾に持つくじゅう山群や由布・鶴見岳のほかに、北西に英彦山・犬ヶ岳山系、東南は急峻な山々の連なる祖母・傾山系がその代表である。台地では玖珠地方や耶馬溪地方を中心に、溶岩台地がつくる独特な山容である古い堆積層や溶岩が差別侵食されて生じた奇岩が林立し、優れた景観をつくっている。一方、県南部のリアス式海岸は、中生代、古生代の堆積性の地質からなっており、火山活動による地形造成が広範に見られる本県にとって、特異な地形の代表とされている。

こうした特徴的な地形が気候にも影響し、県内の気候区は、山地型をはじめ準日本海型、内海型、南海型及び内陸型気候区と、県土面積の割には、比較的多くの気候区に分けられている。

また、これらの環境条件は、動植物の分布にも影響を与えている。植生では、県南部海岸にアコウ、ビロウなどの亜熱帯性植物やウバメガシ林、ハマビワ林などの暖地性植生が見られ、内陸部の標高1,000m以上の山地帯では、ブナ林やミズナラ林などの温帯性植生やミヤマキリシマ、コケモモなどの群生する九州山頂帯植生がある。動物では、日本におけるニホンカモシカの生息の南限であり、進化の歴史の裏づけとなる両生類のオオサンショウウオを始めとするサンショウウオ類などが生息している。

更に、温泉資源も豊富で、源泉数及びゆう出量ともに全国でも最高の水準にある。その利用方法も古くからの浴用、飲用のほか、最近では温泉資源を生かした地熱発電、施設園芸、養魚など多岐にわたって開発が進められており、全国的な注目を集めている。

このように大分県の自然環境は全般的に優れているが、これは原始的な手つかずの自然が単に豊富に存在することを意味するものではなく、長い人類の歴史の中で、自然と人間が共存してきた結果としての自然状態が良好に保たれてきたことを意味する。広大な草原景観を全国的に誇る久住・

飯田高原の自然は、地域の人びとによって慣習的に続けられている火入れ、放牧と採草によって維持されており、里山の雑木林は、薪炭林として伐採を繰り返されていたものが、再生林として自然林状態に復元している姿である。ただ、最近では、過疎現象に伴って生じた畑跡地が森林化するなど、自然環境を構成する要素にも変化が見られる。

全国的に危惧されている優れた自然林の消失は、本県でも例外ではない。祖母・傾山系の山肌を覆う西日本唯一のブナ・ツガなどの代表的な原生林は、伐採等により著しく減少しており、そこに生息する動物の生息域が分断されたり、狭められたりしている。県北の英彦山・犬ヶ岳山系の谷や山腹は既に伐採が進み、人工林に代えられて原生林は稜線近くに帯状に残っているにすぎない。広大な山裾をひろげる久住・飯田の高原も、草原の減少や農道を含む道路網の整備等により、自然環境は変容してきている。また、公共、民間を問わず、都市周辺における各種の開発が、自然環境や生活環境を変化させている。

こうした変動の中で近年特に注目されていることは、都市部及びその近郊地域における潤いとやすらぎをもたらす自然環境の保全の重要性である。郊外に散在する鎮守の森をはじめ、やぶや雑木林、草原はかつては平凡な緑の一部にすぎなかったであろうが、今では大切な身近な自然として見直す必要が生じている。

第1 自然公園等の保護・保全

1 自然公園等の現況と保全

(1) 自然公園等の現況

本県には、自然環境に恵まれた地域が数多く存在し、国及び県は、これらの地域を自然公園、自然環境保全地域等に指定して保護、管理することにより、自然環境の保全に努めている。

これらの地域の概況は、次のとおりである。

ア 自然公園の状況

優れた自然の風景地で、その保護及び利



用の増進を図る必要がある地域を自然公園に指定している。自然公園には、我が国の風景を代表する国立公園、これに準ずる国定公園及び都道府県の風景を代表する都道府県立自然公園がある。

平成13年度末現在の本県の国立公園は、瀬戸内海、阿蘇くじゅうの2ヵ所2万1,243ha（県土面積の3.4%、自然公園面積の12.1%）、国定公園は、耶馬日田英彦山、祖母傾、日豊海岸の3ヵ所8万9,306ha（同14.1%、同51.1%）、県立自然公園は、国東半島、豊後水道、津江山系、神角寺芹川、祖母傾の5ヵ所6万4,298ha（同10.1%、同36.8%）となっており、その総面積は、17万4,847haで、県土面積の約28%を占めている。（表2-1-1）

イ 自然環境保全地域等の状況

自然公園以外で良好な自然環境を形成し、その保全を図る必要がある区域を自然環境保全地域に指定している。平成13年度末における県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域は、表2-1-2のとおり6地域が指定されている。

これとは別に、防衛庁との協定により福万山100ha、高陣ヶ尾35ha（いずれも玖珠町）の2地域について、自然環境の保全を図っている。

ウ 自然海浜保全地区の状況

瀬戸内海区域（中津市山国川から鶴見町鶴見の間）の自然公園以外の自然海浜で、海水浴、潮干狩りなどの公衆の利用に供されている地域を県自然海浜保全地区条例に基づき、自然海浜保全地区に指定して、自然海浜の保全及び適正な利用を図っている。なお、現在の指定地区は、表2-1-3のとおりである。

(2) 自然公園等の保全

ア 公園計画の見直し

自然公園は、適正な保護及び利用を図るため公園計画を定めることになっている。また、この公園計画は、自然公園をとりまく社会条件の変化に対応するため、必要に応じて、公園計画の見直しを行うことができる。本県の自然公園の公園計画の見直し状況は以下のとおりである。

(ア) 国立公園

阿蘇くじゅう国立公園は昭和56年度に、瀬戸内海国立公園は昭和59年度にそれぞれ公園計画の変更が告示され、再検討作業（大幅な見直し）は終了している。なお、阿蘇くじゅう国立公園は昭和61年度に公園の名称変更（阿蘇国立公

園から阿蘇くじゅう国立公園に変更）とともに第1次点検を行い、平成7年度には第2次点検を行った。

(イ) 国定公園

国定公園については、これまでに実施した国定公園学術調査を基礎資料として、祖母傾、耶馬日田英彦山、日豊海岸の3公園の見直し作業を順次進めることにしている。

(ウ) 県立自然公園

県立自然公園については、昭和26年に5公園を指定し、昭和54年に国東半島県立自然公園の公園計画が策定された。他の4公園については、地元市町村の意向もふまえながら公園計画の策定作業の必要性を検討している。なお、津江山系県立自然公園については、昭和60年9月20日付けで公園区域の変更告示を行っている。

イ 自然公園の保全管理

自然公園の優れた風致景観を保護するため、自然公園区域内に特別地域、特別保護地区及び海中公園地区が指定されており、当該区域内で行われる一定の行為は、環境大臣又は県知事の許可を受けなければならないことになっている。また、普通地域内の一定の行為は、県知事に届出をしなければならないことになっており、風景の保護のために必要な規制や指導を行っている。

平成13年度中における行為の許可及び届出の状況は、表2-1-4のとおりである。

ウ 自然環境保全地域等の保全管理

県自然環境保全地域については、その保全を図るために地域内に特別地区を指定し、更に必要があれば特別地区内に野生動植物保護地区を指定し、当該地区内における工作物の新築、木材の伐採等の行為は、県知事の許可を受けなければならないことにしており、その他の普通地区についても、一定の行為は県知事に届出をさせ、必要な規制や指導を加えることによって保全を図っている。また、防衛庁との協定により自然環境の保全を図っている地区については、2年毎に協定者相互で保全のための調査を実施し、適正な管理を行うことにしている。

エ 自然海浜保全地区の保全管理

自然海浜保全地区については、当該地区内において工作物の新築、土石の採取等の行為を行う場合は、事前に県知事に届出をさせ、保全及び適正な利用のために必要があれば勧告又は助言を行うことによって保全を図ることにしている。



表 2-1-1 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく自然公園指定区域（大分県分）

（平成14年 3月31日現在）

① 国立公園

（単位：ha）

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
瀬戸内海 国立公園	昭和 9. 3.16 25. 5.18 (区域変更) 31. 5. 1 (区域変更) 59. 9.20 (区域変更)	2,933	本県はこの公園の最西端に位置しており、黒曜石の断崖、褶曲、断層など各種地形地質の構造がみられる姫島、仏教文化遺跡の観賞と瀬戸内海の好展望地としての両子・文殊地区、ニホンザルの自然動物園高崎山、海蝕崖などの発達やウミネコの営巣地の高島地区がとりこまれている。	大分市、豊後高田市、真玉町、香々地町、国見町、姫島村、国東町、安岐町、佐賀関町
阿蘇くじゅう 国立公園 (61.9.10 名称変更「くじゅう」を挿入)	昭和 9.12. 4 28. 9. 1 (区域変更) 31. 5. 1 (区域変更) 40. 3.25 (区域変更) 56.12.14 (区域変更) 61. 9.10 (区域変更) 7.12.12 (区域変更)	18,310	熊本県の阿蘇火山一帯と九州本土最高峰のくじゅう山群と広大な飯田・久住の両高原から奥別府までをとりこむ山岳と高原の公園である。 くじゅう山群には、ミヤマキリシマ、コケモモなど数々の高山植物が生育し、南北に展開する雄大な久住・飯田の高原と相まって独特の山岳景観を呈し、随所に湧出する各種の温泉とともに多くの人々に利用されている。 県道「別府・一の宮線」は、この公園の中を走り、城島高原、由布岳、小田の池、山下池、飯田高原などの美しい自然景観が沿線に続いている。	別府市、庄内町、湯布院町、久住町、直入町、九重町、玖珠町

② 国定公園

（単位：ha）

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
耶馬日田英彦山 国定公園	昭和25. 7.29 45. 7. 1 (区域変更) 56. 9. 5 (区域変更)	74,772.5	英彦山を中心に南画風の奇岩秀峰と渓谷美を誇る耶馬溪とメサ・ビュートの独特な地形を形成する岩扇山、万年山一帯及び温泉、河川美をもって知られる日田、天瀬、松原ダムなどをとりこむわが国最大の溶岩侵食台地である。 有名な青の洞門、羅漢寺もこの公園に含まれている。	日田市、宇佐市、九重町、玖珠町、大山町、天瀬町、三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町、院内町
祖母傾国定公園	昭和40. 3.25	10,240	宮崎県の大崩山、高千穂峡一帯と、祖母傾山系、三国峠、藤河内渓谷などをとりこむ地域である。 モミ、ツガ、ブナ、シオジなどの針広混交の原生林として西日本に残された唯一の秘境であり、ニホンカモシカや野生のキリなど動植物の学術上貴重なものが数多く見られる。	竹田市、本匠村、宇目町、三重町、清川村、緒方町
日豊海岸 国定公園	昭和49. 2.15	28,474.2 陸域 4,293.8 海域 24,180.4	佐賀関半島から宮崎県美々津海岸に至る、いわゆる日豊海岸と呼ばれる海岸、海中景観に優れた公園である。この公園は典型的なリアス式海岸で多くの島、半島、岩礁、海蝕崖があり、これに激突する黒潮は豪快で男性的な景観を呈しているとともに、この地域は亜熱帯植物の北限地域として学術上貴重な地域でもある。また、漁獲の宝庫として知られ、絶好の釣場が多く点在している。	佐伯市、臼杵市、津久見市、佐賀関町、上浦町、弥生町、鶴見町、米水津村、蒲江町



③ 県立自然公園

(単位：ha)

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
国東半島 県立自然公園	昭和26. 3.30 54. 6. 5 (区域変更) (特別地域指定)	19,691.18 陸域 15,591.18 海域 4,100	国宝富貴寺をはじめ真木大堂、熊野磨崖仏や国東塔など六郷満山にまつわる文化財を数多く包蔵するほか、耶馬溪式景観が林立する国東半島内陸部と、岩礁、洞窟をもつリアス式海岸の北部海岸、白砂青松の海岸美を誇る南部の海岸よりなる。この公園には古代文化公園、国民休養地をはじめ、各種のレクリエーション施設が整備され、また随所で海水浴、キャンプ、魚釣りが楽しめる。	豊後高田市、杵築市、宇佐市、大田村、真玉町、香々地町、国見町、国東町、武蔵町、安岐町、山香町
豊後水道 県立自然公園	昭和26. 3.30 49. 5.31 (区域変更)	8,271.5	日豊海岸国定公園に接続する長目、四浦、鶴見、入津半島などのリアス式海岸とカルスト地形の八戸台一帯を包摂する。海岸は小島岩礁多く、ハマユウ、ピロウなどの亜熱帯植物が茂り、海水浴、魚釣、遊船などの利用が多い。	佐伯市、臼杵市、津久見市、上浦町、鶴見町、米水津村、蒲江町
神角寺芹川 県立自然公園 (36.4.28 名称変更「芹川」を挿入)	昭和26. 3.30 36. 4.28 (区域変更)	10,065.50	重要文化財神角寺を中心に鎧ヶ岳、烏帽子岳の山岳地域、人造湖芹川ダム及び長湯温泉を包摂した公園である。この公園には溪仙峡普光寺の磨崖仏や紅葉で知られる用作公園などがあり、また県民の森計画区域にも含まれている。	野津原町、庄内町、朝地町、大野町、直入町
津江山系 県立自然公園	昭和26. 3.30 60. 9.20 (区域変更)	16,246	釈迦岳、御前岳、酒呑童子岳、渡神岳など峻険な山岳を中心とする公園で、ブナ、ミズナラ、シオジなどの原生林と溪谷美を誇るとともに展望もすぐれている。	日田市、前津江村、中津江村、上津江村、大山町
祖母傾 県立自然公園	昭和26. 3.30 40. 3.25 (区域変更)	14,123.95	祖母傾国定公園に隣接する山岳、溪谷を中心とした公園で、神原、内山観音、大白谷、九折を包摂しており、内山観音の文化財、大白谷の溪谷、神原溪谷などの景勝地とともに素朴な山村風景がみられる。また公園利用のため、隣接地の祖母傾国定公園の神原地区（竹田市）自然探勝路、休憩舎、簡易宿舎、園地などが整備されている。	竹田市、宇目町、三重町、清川村、緒方町



表 2 - 1 - 2 自然環境保全地域指定状況

(平成14年 3月31日現在)

(単位：ha)

名 称	所 在	指定年月日	面 積	内特別地区	自然環境の特質
大分県武多都自然環境保全地域	国見町	昭和51.12. 7	3.3	1.8	武多都社の境内林で、常緑広葉樹スダジイ・コジイの天然林は国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県小城山自然環境保全地域	武蔵町	昭和51.12. 7	3.36	1.62	宝命寺の境内林を中心とする常緑広葉樹スダジイの天然林で、国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県霊山自然環境保全地域	大分市	昭和54. 3.30	2.8	2.8 (野生動植物保護地区 2.8)	大分県に特有のオオイタサンショウウオの生息繁殖の場として残された数少ない地域。 大分地区では少なくなったコジイの典型林が残されているのをはじめ、アカガシ、アラカシ等の森林が順調に復元し、すぐれた常緑広葉樹をつくりつつある貴重な地域である。
大分県湯山自然環境保全地域	湯布院町	昭和54. 3.30	3.9	3.9	標高650m～750mの比較的高地でありながら、林内にはシロダモ、ユズリハなどの常緑広葉樹を含み、高木層の林冠群にはコナラ、イヌシデなど落葉広葉樹の両者で構成された、森の仕組みの特異な常落混交の天然林である。
大分県丸山自然環境保全地域	日田市	昭和59.10. 6	1.7	1.7	九州北東部と中国西南部の内陸丘陵地に特有とされるコジイ＝イシモチ群集の常緑広葉樹がまとまって残された地域性の強い貴重な天然林である。
大分県堂迫自然環境保全地域	日田市	昭和59.10. 6	1.1	1.1	〃
計6か所	—	—	16.16	12.92 (2.8)	

表 2 - 1 - 3 自然海浜保全地区指定状況

(平成14年 3月31日現在)

地 区 名	市 町 村	指定年月日	海岸線延長	利 用 型
富来浦自然海浜保全地区	国東町	昭和57年 8月 3日	約1,000m	潮 干 狩 り
中越自然海浜保全地区	鶴見町	昭和57年 8月 3日	約 500m	海 水 浴



図2-1-1 大分県自然公園等(平成14年3月31日現在)

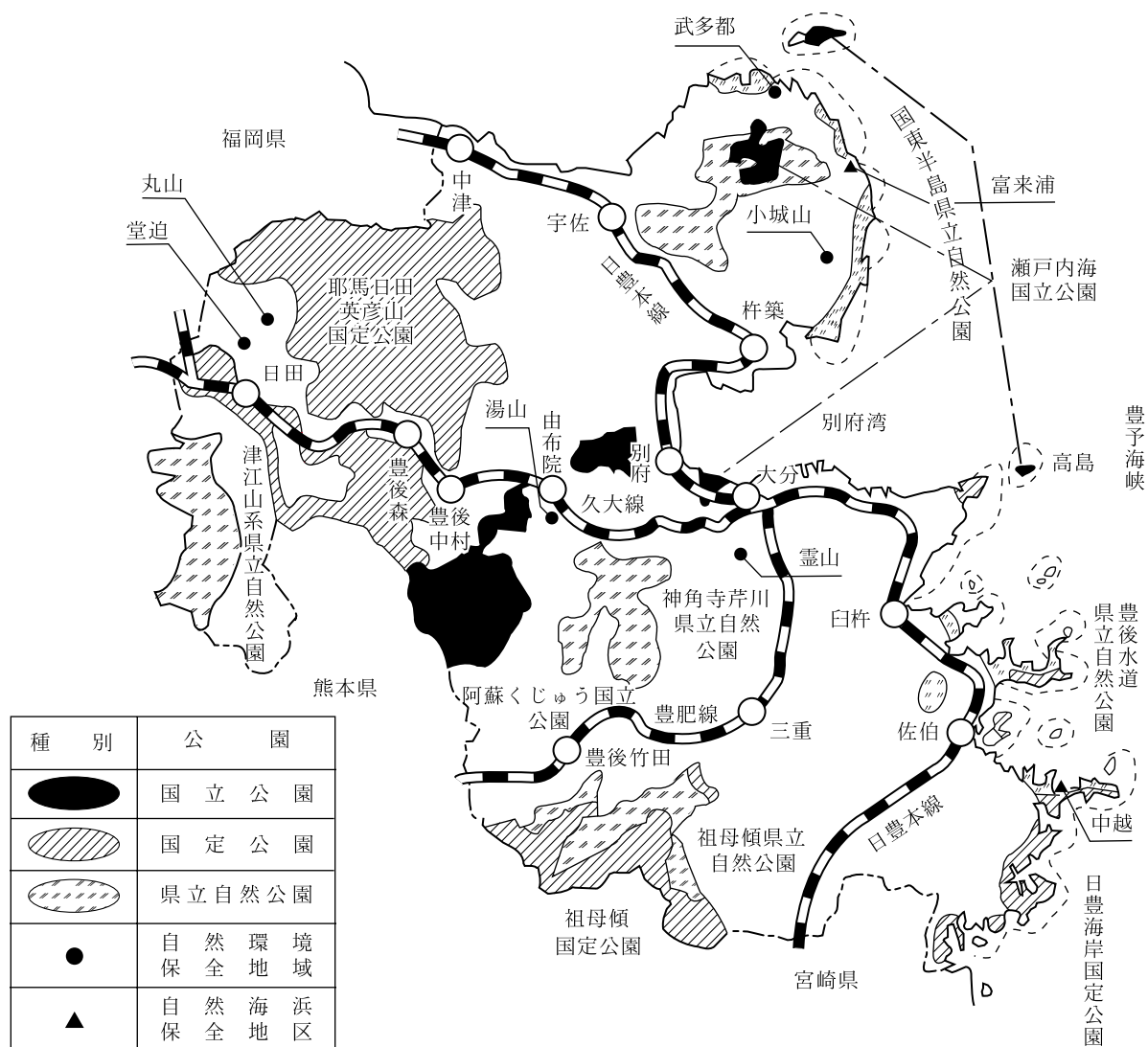




表 2 - 1 - 4 平成13年度自然公園許可届出件数

公園名 行為内容		国立公園						国定公園			県立自然公園					合計
		阿蘇くじゅう			瀬戸内海			耶馬日 田英彦	日豊 海岸	祖母 傾	国東 半島	祖母 傾	豊後 水道	神角寺 芹川	津江 山系	
		知事	大臣	計	知事	大臣	計	知事			知事					
許 可	工作物の新築	51	5(3)	56(3)	1	1	2	33	5	2	13					111(3)
	工作物の改築							1			1					2
	工作物の増築	2	1	3				5	1							9
	水面の埋立															
	木竹の伐採	2		2				3								5
	土石の採取		6	6		1	1	5			3					15
	広告物等の設置	1		1				3	1							5
	土地の形状変更	1		1				1								2
	高山植物等の採取		1	1						1						2
	色彩変更															
	計	57	13(3)	70(3)	1	2	3	51	7	3	17					151(3)
届 出	工作物の新築				2		2	2			2				1	7
	工作物の増築															
	水面の埋立								2							2
	土石の採取												1			1
	土地の形状変更	1		1				2								3
	広告物等の設置							1								1
	計	1		1	2		2	5	2		2			1	1	14
合計	58	13(3)	71(3)	3	2	5	56	9	3	19			1	1	165(3)	

- (注) 1 法第40条第1項の規定による協議は()内に再掲した。
 2 「土石の採取及び工作物の新築」等2つの行為にまたがるものは、主たる行為を1件として計上した。



第2 自然景観の保全と活用

1 沿道環境美化の現況

本県は、海、山、川等の恵まれた自然の中、各所に集落、街、都市が散在し、個性豊かな地域景観が形成されている。各集落や街、都市の間は山岳地帯が多いという地形的要因もあり、鉄道網は少なく、主に国道や県道といった道路によって結ばれ、道路が景観の視点場の中心となっている。

しかし、経済社会の発展に伴って土地利用の急速な変化が生じつつあり、特に沿道において、優れた景観と美しい環境が変貌していく兆しが見受けられる。

また、近年、九州横断自動車道長崎大分線（大分自動車道）、大分空港道路、宇佐別府道路がそれぞれ開通するなど、本県においても自動車専用道路が供用され始め、現在、東九州自動車等についても整備が進められている。これらの道路は、県内の都市間だけでなく、本県と他県を結ぶ幹線道路となることから、社会経済活動の広域化、活発化が進み、今後さらに沿道における土地利用の変化が進むものと予想される。

県では、こうした県内の主要な道路の沿道やその周辺の景観の保全及び環境の美化を図るため、昭和63年に「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を制定した。この条例に基づき、県道等の沿道で県民生活上又は観光上特に重要な道路の区間で、美しい環境が損なわれている沿道及び将来損なわれるおそれがある沿道のうち、特に環境の美化が必要な区域を「沿道環境美化地区」に指定し、また、県道等から眺望することができる山、川、田園等の優れた景観を有する区域のうち、その景観の保全が特に必要な区域を「沿道景観保全地区」に指定している。これらの指定地区においては、大規模建築物に係る緑化等の指導等を行うことにより、沿道における優れた景観の保全及び環境の美化を推進し、美しい県土を守り育てようとする県民意識の高揚を図ることとしている。

平成14年3月末現在、沿道環境美化地区に8地区、沿道景観保全地区に4地区が指定されており、今後、道路整備及び沿道の土地利用の変化が予想される主要な道路について、沿道景観保全地区等の指定の必要性等を検討していくこととしている。

2 沿道環境美化の推進

(1) 条例の制定

沿道における優れた景観及び美しい環境は、

私たちに潤いとやすらぎを与えるものであり、また、これらは、快適環境の重要な要素となるものである。

しかし、経済社会の発展に伴って土地利用の急速な変化が生じつつある中で、沿道における優れた景観及び美しい環境が損なわれる事態が生じている。

このため、昭和63年に「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を制定し、条例に基づく沿道景観保全地区等の指定を行い、当該地区における大規模建築物に係る緑化等の指導等を行うことにより、沿道における景観の保全と環境の美化を推進し、美しい県土を守り育てようとする県民の意識の高揚を図っている。

(2) 主な経過

条例の制定から地区指定等の経過は、次のとおりである。

また、指定地区は表2-1-5のとおりである。

昭63.	3.30	大分県沿道の景観保全等に関する条例を公布
	9.26	同施行規則制定
	10. 1	同条例、同規則施行
平成.	2.16	大分県沿道の景観保全等に関する基本方針制定
	3.27	地区指定（守江湾、亀川・大分空港間）
	12.25	地区指定（由布院盆地、賀来・滝瀬間）
3.	3.25	地区指定（菅生、犬飼・菅生間、上戸次・宗太郎峠間、甲尾山周辺、日出・中津バイパス間）
	8. 1	事務取扱要領制定
7.	3.31	地区指定（九州横断自動車道長崎大分線、宇佐別府道路、大分空港道路）

(3) 指定地区における指導等

指定地区内における大規模建築物の新築等の行為については、条例の規定により届出が必要となっており、各地方機関において、敷地内の緑化、建築物の色彩等について指導等を行い、沿道の景観の保全及び環境の美化の推進に努めている。

また、沿道の景観保全等に係る県民の意識の高揚に資するため、啓発用リーフレットを作成している。



表 2-1-5 沿道景観保全地区等指定状況

ブロック	指定地区名	所 在	指定年月日	面積・延長
県 北 ・ 東	守 江 湾 沿道景観保全地区	(国道213号沿い) 杵築市	元. 3. 27	約931ha
	亀川・大分空港間 沿道環境美化地区	(国道10号～国道213号沿い) 別府市、日出町、杵築市 安岐町、武蔵町	元. 3. 27	約35km 道路側端から 20mの範囲
	甲 尾 山 周 辺 沿道景観保全地区	(国道10号沿い) 山香町	3. 3. 25	約840ha
	日出・中津バイパス間 沿道環境美化地区	(国道10号沿い) 日出町、山香町、宇佐市、 中津市、三光村	3. 3. 25	約54km 道路側端から 20mの範囲
	宇佐別府道路 沿道環境美化地区	(宇佐別府道路沿い) 別府市、日出町、山香町 院内町、安心院町、宇佐市	7. 3. 31	約31km 道路の区域から 20mの範囲
	大分空港道路 沿道環境美化地区	(大分空港道路沿い) 日出町、杵築市、安岐町	7. 3. 31	約20km 道路の区域から 20mの範囲
中 央 ・ 久 大	由 布 院 盆 地 沿道景観保全地区	(国道210号沿い) 湯布院町	元. 12. 25	約488ha
	賀 来 ・ 滝 瀬 間 沿道環境美化地区	(県道大分挾間線～国道210号沿い) 大分市、挾間町、庄内町、 湯布院町、九重町、玖珠町	元. 12. 25	約58km 道路側端から 20mの範囲
	九州横断自動車道長崎大分線 沿道環境美化地区	(九州横断自動車道長崎大分線沿い) 大分市、挾間町、別府市、 日出町、湯布院町	7. 3. 31	約39km 道路の区域から 20mの範囲
豊 肥	菅 生 沿道景観保全地区	(国道57号沿い) 竹田市	3. 3. 25	約566ha
	犬 飼 ・ 菅 生 間 沿道環境美化地区	(国道57号沿い) 犬飼町、千歳村、大野町、 朝地町、竹田市	3. 3. 25	約47km 道路側端から 20mの範囲
県 南	上戸次・宗太郎峠間 沿道環境美化地区	(国道10号沿い) 大分市、犬飼町、野津町、 弥生町、直川村、宇目町	3. 3. 25	約63km 道路側端から 20mの範囲
計	沿道景観保全地区 4地区 沿道環境美化地区 8地区	約2,825ha 約347km		

3 自然公園施設の整備

県民をはじめ国民にとって、自然の中で健全なレクリエーションの場として、自然公園の果たす役割は極めて大きい。

自然公園の利用者は、表2-1-6に示すとおりで、平成13年は14,540千人、前年比99.4%となった。

なお、恵まれた自然の中での健全な野外レク

レーションを積極的に推進するため、平成13年度には、表2-1-7に示すとおり阿蘇くじゅう国立公園内の黒岳男池園地に駐車場の整備を行った。



表 2-1-6 自然公園の利用状況

(単位：千人)

公園名 \ 年	9	10	11	12	13
国立公園	8,272	8,282	8,054	8,034	7,904
阿蘇くじゅう	7,380	7,574	7,386	7,365	7,291
瀬戸内海	892	708	668	669	613
国定公園	4,779	4,826	4,813	4,870	4,856
耶馬日田英彦山	4,008	4,035	4,030	4,102	4,072
祖母傾	155	162	159	155	160
日豊海岸	616	629	624	613	624
県立自然公園	1,605	1,648	1,682	1,719	1,780
国東半島	1,007	1,053	1,042	1,081	1,112
豊後水道	163	174	169	166	181
神角寺芹川	168	172	207	195	211
津江山系	162	142	165	178	174
祖母傾	105	107	99	99	102
計	14,656	14,756	14,549	14,623	14,540

表 2-1-7 自然公園施設整備事業

事業	公園名	施設名	事業費(千円)
国庫補助	阿蘇くじゅう国立公園	黒岳男池園地駐車場	30,800
計		1か所計	30,800

第3 森林の保全

(1) 森林の保全

本県の森林面積は、449千haで県土の71%を占め、そのうち保安林に指定されている森林は150千ha(33%)であり、その内訳は水源かん養保安林が115千haと全体の77%を占め、次いで土砂流出防備保安林、保健保安林の順になっている。

現在、第5期保安林整備計画(平成6年度～平成15年度)により山地災害防止機能、簡易水道水等の水質保全、確保を図る「緑のダム」としての機能及び自然環境の保全機能に配慮し、保安林の整備を行っている。

また、整備された保安林の適正な施業等の指導を強化しながら、保安林機能の質的、量的向上を図っている。

(2) 保安林の整備

保安林の整備は、保安林の指定、解除事務及び森林のもつ機能の回復、向上を図る森林整備を行っている。

ア、保安林の指定(平成13年度実績)

水源かん養保安林1,446ha、土砂流出防備保安林926ha、その他105ha、合計2,497haを指定した。

イ、保安林の解除(平成13年度実績)

県道、農道等の道路開設や公共施設の造成等の目的で14haが解除された。

ウ、森林の整備(平成13年度実績)

保安林整備、水源地域整備、環境保全保安林整備事業等の治山事業により1,805haの整備を行い、あわせて、山腹及び溪流安定工事等の治山事業を実施し林地の保全を図った。

(3) 林地開発許可

森林を対象とした開発行為は、平成2年度以降減少傾向にあり、平成9年度の一時的な住宅用地の造成による増加を除き同じ傾向である。

今後、森林の持つ公益的機能に配慮しながら、秩序ある適正な土地利用を図ることが必要である。

平成13年度は、工場・事業場用地の造成3件51ha、その他の造成1件3haの許可を行った。

(4) 県民の森

県民の森は、森林の持つ優れた自然性を活かし、森林とふれあいを通じて自然愛護と愛林思想を養い、あわせて青少年の心身鍛錬や自然教育の場を与え、また、高齢者には緑に包まれた静かな憩いとやすらぎの場を提供し、広く県民の保健休養、体力の向上、自然や史跡の探勝、野生動物に親しむなど、健全な森林レクリエーションの場を提供するとともに、林業振興の啓発を図りながら、森林の持つ機



能を多面的に発揮させるための施設整備に努めている。

県民の森の主要施設の現況は、表2-1-8に示すとおりである。

表2-1-8 県民の森主要施設の現況

ゾーン区分	施設名	施設内容・規模・面積・規格	摘要	建築年
しあわせの丘地区 (紅のゾーン)	幸せの丘本館宿泊施設全天候型ゲートボール場	本館 2,666㎡ 100人収容 (一般の宿泊も可能) 会議等 200人	県老人クラブ連合会が県(高齢者福祉課)より委託を受け運営	S49、50 S51.4オープン
	安友庭園(和風庭園)	面積 14,100㎡池、樹木園、東屋		S54.55
	ふれあいの森	面積 7,900㎡県下各市町村の木を植栽		
	県民の森管理事務所及びサイクリングセンター	管理事務所 165㎡レクチャールム 貸出し自転車80台	マウンテンバイク、変形自転車、一輪車、2人乗り自転車等あり	H2 H3.4オープン
	自転車遊び広場	面積 2,400㎡	子供中心の自転車で遊べる広場	
	サイクリング道(2路線)	青少年の森線 5,588m のびゆく丘線 1,528m		S54.7オープン
	梅園	面積 6,500㎡ 3000本	県老人クラブが造成	
のびゆく丘地区 (太陽のゾーン)	のびゆく丘本館	本館 552㎡ 総面積 5,345㎡ (研修施設、レストラン)	雇用能力開発機構が建設し野津原町に管理運営を委託	S55.8オープン
	フィールドアスレチック	33ポイント	町による管理	
	ローラースケート場 プール	780㎡	”	”
青少年の森地区 (水のゾーン)	森林展示館	野生動物、野鳥、林業、森林に関する各種展示2,000点、建物 480㎡		S52.7オープン
	キャンプ場	面積 3,158㎡ 200人収容のキャンプ場	バンガロー2棟、うぐいすの滝	S55.7オープン
平成森林公園地区 (風のゾーン) 200ha	人造湖(つり橋)	水生植物、東屋	鯉、アヒル、合鴨	S54、H4
	香りの森博物館	総面積 33,235㎡ 館 4,382㎡ ガーデン11,100㎡ 香りをテーマとしたユニークな施設	働大分香りの森博物館に管理委託 駐車場 14,900㎡ 250台 栽培園 1,900㎡	H8.7オープン
	香りのスロープガーデン	面積 16,484㎡ サクラガーデン・ハーブステップ 芝生のスロープ、休憩舎、ビックリハウス	香りのある草花や樹木により、四季をとおして花と香りが楽しめる英国風庭園	H11.7オープン
	香りの広場	総面積 57,200㎡ ラベンダー20,000株 面積12,700㎡ ハーブ園24種 面積404㎡ つり橋50m 散策路 延長990m 東屋1棟	駐車場 3,845㎡ 34台大型3台 ハーブ類 セージ、ローズマリー、ジャスミン、ニオイスマイレ、オレガノ、スペアミント	H5.7オープン
	香りの森	総面積 134,200㎡ 香りの樹木44種類 3,000本 ハーブ22種類 7,800本 東屋2棟 散策路 延長2,360m	ニオイザクラ、ハウショウ、モクセイ、デンチョウゲ、ニオイヒバ、ライラック、ゲッケイジュ、ニッケイ	H5.7オープン
	さくら園	面積 41,180㎡ 多目的広場 4,800㎡	さくら2,000本(ソメイヨシノ、オオシマザクラ、ボタンザクラ) 駐車場 2,200㎡	
	つばきの森	面積 45,000㎡ ツバキ46種類		
	紅葉の森	面積 92,000㎡	駐車場 6,370㎡ 250台	
	野鳥の森	野鳥観察舎1棟 (28.87㎡) 面積 23,000㎡		H4.10オープン
	キャンプ場	総面積 55,600㎡ 野外テント、炊飯場3、ツリハウス7棟、コテージ1棟 キャンプファイヤー広場 収容人員250人	駐車場 2,500㎡ 49台 大型5台	H5.7オープン
ワイルドリバー	総面積 6,000㎡ 水遊び施設3ヶ所、東屋、脱衣所	野溪を利用した親水ゾーンとなっている。夏の水遊びに最適		
大分市立のつはる少年自然の家	総面積 28,289㎡ 建物 5,328㎡	宿泊定員 250人	H6.5オープン	
全国植樹祭記念広場	芝広場、駐車場 植樹祭H12.4.23 (12,000人参加)	お手植え木;アソゴボダイジュ、アガシ、ボタンザクラ、アソゴウメ、ケヤキ、カツラ	H12.9オープン	
神角寺展望の丘地区 (大地のゾーン)	やすらぎ広場	展望台、東屋、トイレ	駐車場 2,000㎡30台	H4.10オープン
	ロックガーデン	面積 31,900㎡		
	ツツジの森	面積 9,600㎡		
	ジャクナゲの森	面積 2,500㎡		



第4 水辺の保全

1 河川環境の保全

近年、河川流域内の都市化の進展により、河川環境が著しく変化し、水辺環境の保全に対する関心が高まるとともに、地域の実状に応じた河川整備の要請が増大している。このため、県では豊かなうおいのある河川環境の保全に配慮した、次のような事業を展開している。

(1) 河川改修事業（多自然型川づくり）

洪水の氾濫等の災害に強い川づくりに加え、周辺の自然環境や生態系等に配慮した、多自然型川づくりに取り組んでいる。平成14年度は、大野川等30河川で実施を予定している。

(2) エコリバー整備事業

市町村の地域整備計画等と一体となった水辺空間の整備と併せて、動植物の生息や生育環境等に配慮した、自然にふれあえる整備を10箇所で行っている。

2 砂防事業の環境保全対策

砂防事業を実施している地域は一般に自然が

豊かで、景観に優れ貴重な動植物の宝庫であるばかりか、訪れる人々の憩いの場・やすらぎの場となっている。このため砂防事業は土砂災害を防止しつつ、美しい良好な自然環境を後世に残すように、地域の自然特性を生かした溪流等の環境対策を進めてきた。さらに、環境基本法等が制定されたことから、自然環境の状況を正確かつ迅速に把握するため、県下を6ブロックに分けた「溪流環境整備計画」を平成12年度までに策定した。この計画は自然環境・景観の保全と創造に関する基本理念及び溪流の利用に配慮した整備方針を定めることを目的としており、今後は“環境の保全に配慮した砂防事業の展開”に向けその成果を活用することとしている。

- ・（単県独）【溪流環境周辺整備モデル事業】として溪流及びその周辺の自然環境や生物生息環境の保全に配慮した護岸等を整備することで、溪流周辺の保全に努める事業を番匠川（本匠村）で実施している。
- ・（補助）【急傾斜地崩壊対策事業】においても住民のニーズの多様化の中、緑の空間として斜面の保全が求められ、出来るだけ自然を残す、あるいはそれに近い状態で安定化を図り散策道等を整備し防止対策することで、共に憩いとやすらぎのある緑の斜面空間を創出する「緑の斜面整備」事業として井の谷地区（大分市）で実施した。

第2節 温泉の保護と適正利用

1 温泉の現況

(1) 大分県の温泉の現況

本県は39市町村において温泉が湧出しており、平成14年3月末における源泉総数は4,848孔で全国第1位、ゆう出量も270,981ℓ/分で全国第1位である。

温泉の多い市町村としては別府市、湯布院町、九重町、大分市等が挙げられ、特に別府市は単独の温泉地としては源泉数、ゆう出量ともに全国第1位を誇っている。

全国及び大分県の状況は、次の表のとおりである。

〈全国の状況〉

表2-2-1 源泉数の上位5都道府県

源 泉 数	
大 分 県	4, 8 4 8 孔
鹿 児 島 県	2, 8 1 3
静 岡 県	2, 2 8 5
北 海 道	2, 2 3 4
熊 本 県	1, 3 5 3

表2-2-2 ゆう出量の上位5都道府県

ゆ う 出 量	
大 分 県	2 7 0, 9 8 1 ℓ/分
北 海 道	2 6 2, 3 5 3
鹿 児 島 県	1 9 9, 9 4 6
青 森 県	1 6 4, 3 0 6
長 野 県	1 3 1, 6 8 5



〈大分県の状況〉

表 2-2-3 源泉数の上位 5 市町村

源 泉 数	
別 府 市	2, 9 0 0 孔
湯 布 院 町	9 0 6
九 重 町	3 0 9
大 分 市	1 8 9
天 瀬 町	1 1 9

表 2-2-4 ゆう出量の上位 5 市町村

ゆ う 出 量	
別 府 市	9 5, 6 7 1 l/分
九 重 町	6 3, 8 2 5
湯 布 院 町	4 6, 0 0 1
大 分 市	1 6, 3 7 9
天 瀬 町	1 0, 5 9 8

(2) 温泉の多目的利用

本県の温泉は、古くから浴用を中心に、疾病等の治療手段や観光資源として利用されてきたが、近年では、クリーンエネルギーとしても注目されており、温泉熱を利用した暖房、施設園芸、養魚、地熱発電等の産業面にも幅広く利用されるようになった。

特に、地熱発電については利用が進んでおり、日本の総出力約53万KWのおよそ28パーセントにあたる約15万KWの発電が行われており、全国一となっている。

2 温泉の行政処分状況

(1) 温泉掘削等の許可

温泉の掘削等の行為に際しては、温泉法に基づく許可申請を行い知事の許可を受けなければならない。

大分県では学識経験者、関係行政機関の代表者等で構成される「大分県自然環境保全審議会温泉部会」（年4回開催）に温泉掘削等の許可申請を諮り、その答申に基づき許可等の行政処分を行っている。

本県における温泉掘削等の許可件数は、表 2-2-5 のとおりである。

表 2-2-5 温泉掘削等許可状況 (件)

年度/区分	掘 削	増 掘	動 力	計
平成 8 年度	95	6	100	201
平成 9 年度	96	4	57	157
平成10年度	80	2	46	128
平成11年度	84	3	49	136
平成12年度	75	4	57	136
平成13年度	77	1	37	115

また、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合についても、知事（平成9年度からは、大分市にあっては大分市長。）の許可を必要とするが、平成13年度は、浴用25件、飲用7件の合計32件の許可を行った。

(2) 温泉利用状況調査

温泉の公共利用許可を受けた者は、温泉法第14条の規定により温泉の成分等について施設内に掲示しなければならないこととなっており、温泉の適正な利用を図るため、温泉法第31条に基づき各保健所等の職員が管内の施設を対象に立入検査を実施し、所要の指導を行っている。

(3) 温泉掘削等の許可の取消し

温泉の掘削には許可が必要であるが、許可を受けた以上は、速やかに工事を実施して温泉をゆう出せしめ、それぞれの許可申請の目的にしたがってその利用の具体化することが望ましい。このため、環境省は温泉掘削等の許可の有効期間を2年とする温泉法の一部改正を行い、平成14年4月1日から施行した。

しかし、改正温泉法の施行前に許可されたものについては、旧温泉法が適用される。旧温泉法第5条では、許可を受けた者が許可の日から1年以内に工事に着手せず、又は着手後1年以上その工事を中止したときは、都道府県知事は、その許可を取り消すことができると定められている。大分県では、平成6年に制定した「大分県温泉掘さく等許可取消事務処理要綱」に基づいて、許可後2年を経過した者を対象に公開聴聞を行い、特に掘削をしていないことについて理由のない者に対しては許可を取り消すこととしている。

平成13年度は3件について公開聴聞の手続きを行い、7件（うち5件は、前年度までの公開聴聞実施分）の許可取消を行った。

3 温泉に関する調査研究

(1) 大分県温泉調査研究会

「大分県温泉調査研究会」（事務局：生活環境課内）は、学識経験者、県及び温泉がゆう出している市町村等を会員として構成されているもので、昭和24年の発会以来、継続して県内の温泉のゆう出メカニズムや、温泉が心身に与える影響などを地球物理学、地質学、医学等の科学的調査に基づき研究している。

平成13年度は、次の8テーマについての



調査研究を行った。

- 別府温泉における温泉水系の変動
- 検知管による温泉水中の塩化物イオンの簡易定量
- 大分県中部火山地域における湧水・地下水の水化学的研究
- 大分県の地熱・温泉地帯に生息する好熱性微生物
 - －その1 温泉水中に生息する好熱性微生物－
- 温泉利用の出来るリハビリテーション施設における問題点と将来の方向性に関する検討
 - －(IV)総合リハビリテーション施設へのアプローチと温泉の利用に関して－
- 環境行政と温泉法・温泉権（完稿）
 - －21世紀へ向けての回顧と展望－
- 地磁気変化を利用した地熱の推移に関する研究(2)
- 大分川流域温泉の化学成分経年変化
 - なお、平成12年度の調査研究の成果については、同会報告第52号（平成13年7月発行）及び研究発表会（平成13年8月7日開催）で報告された。

(2) 大分県温泉調査報告

大分県内における温泉分析の指定検査機関（環境省告示）である「大分県衛生環境研究センター」が行った県内の温泉の分析結果について、平成12年度分をとりまとめて「大分県温泉調査報告第52号」として発行した。

4 温泉資源の保護と適正な利用

(1) 温泉資源の保護

現在、大分県自然環境保全審議会温泉部会では審議基準を設定し、既存泉から一定の距離での掘削を規制し、また別府市、湯布院町の一部地域では、新規掘削を禁止するなどして温泉資源の保護に努めている。

しかし、近年、掘削技術の進歩等により、今まで温泉がゆう出していなかった地域でも温泉の掘削が行われるようになるとともに、古くからの温泉地やその周辺地域では温泉の衰退化傾向がみられるところもでてきた。温泉も有限な地下資源の一つであり、温泉利用がこのまま増大していけば、今後の利用に支障を生じることが憂慮され、未然に防止施策を講じる必要がある。

このため、県では平成5年度から温泉地保全対策事業として、各温泉地の温泉ゆう出メカニズムの現況と推移を正確に把握・解析す

る科学的調査を実施し、温泉地の保全対策のための基礎資料を得ることとし、その調査結果に基づき保全対策を検討してきた。平成5～6年度に湯布院町湯平温泉、平成7～8年度に直入町長湯温泉、平成9～10年度に宝泉寺温泉をはじめとする九重町南山田地区の調査を実施し、さらに平成11～12年度には天瀬町の天ヶ瀬温泉地周辺の調査を行った。

これらの調査結果に基づき、大分県自然環境保全審議会温泉部会では各温泉地における保全対策を検討しており、平成9年7月から湯平温泉の一部を保護地域に、平成10年7月から長湯温泉を保護地域に、平成13年1月からは宝泉寺温泉を保護地域にそれぞれ指定し、温泉部会の審議基準を改正するなどして温泉資源の保護に努めている。

また、平成13年度には「天ヶ瀬温泉保護対策検討委員会」を設置して、天ヶ瀬温泉の具体的な保護対策について検討を行った。

さらに、平成13年度からは、これら4地域を含む1市4町の9地域について、水位、泉温、ゆう出量等を定期的にモニタリングして温泉資源の現状を把握するとともに、これまでに実施してきた保護対策の効果を見守る目的で、温泉資源保護調査事業を開始した。この事業では、水位等の測定に関して地元市町の協力を得るとともに、学識経験者等から成る大分県温泉監視調査委員会を設置して調査結果の解析、検討を行うこととしている。

(2) 温泉の適正な利用

近年の都市化の進展、余暇時間の増大等を背景として、自然とのふれあいを求める声が高まっており、自然環境を積極的に活用した温泉地の育成が課題となっている。特に、国民保養温泉地は、温泉の有する保養機能に加え、豊かな自然環境に恵まれていることから、温泉の保健的利用と自然とのふれあいの各種公共施設の整備が求められている。

このため、昭和60年に国民保養温泉地の指定を受けた鉄輪・明礬・柴石温泉のうち、特に自然環境に恵まれた柴石温泉について、国の「ふれあい・やすらぎ温泉地」の選定を受け、平成6年度から3か年計画で、溪流と温泉、自然環境に恵まれた健康保養の地として、自然ふれあい温泉館、露天風呂などの施設整備を図った。

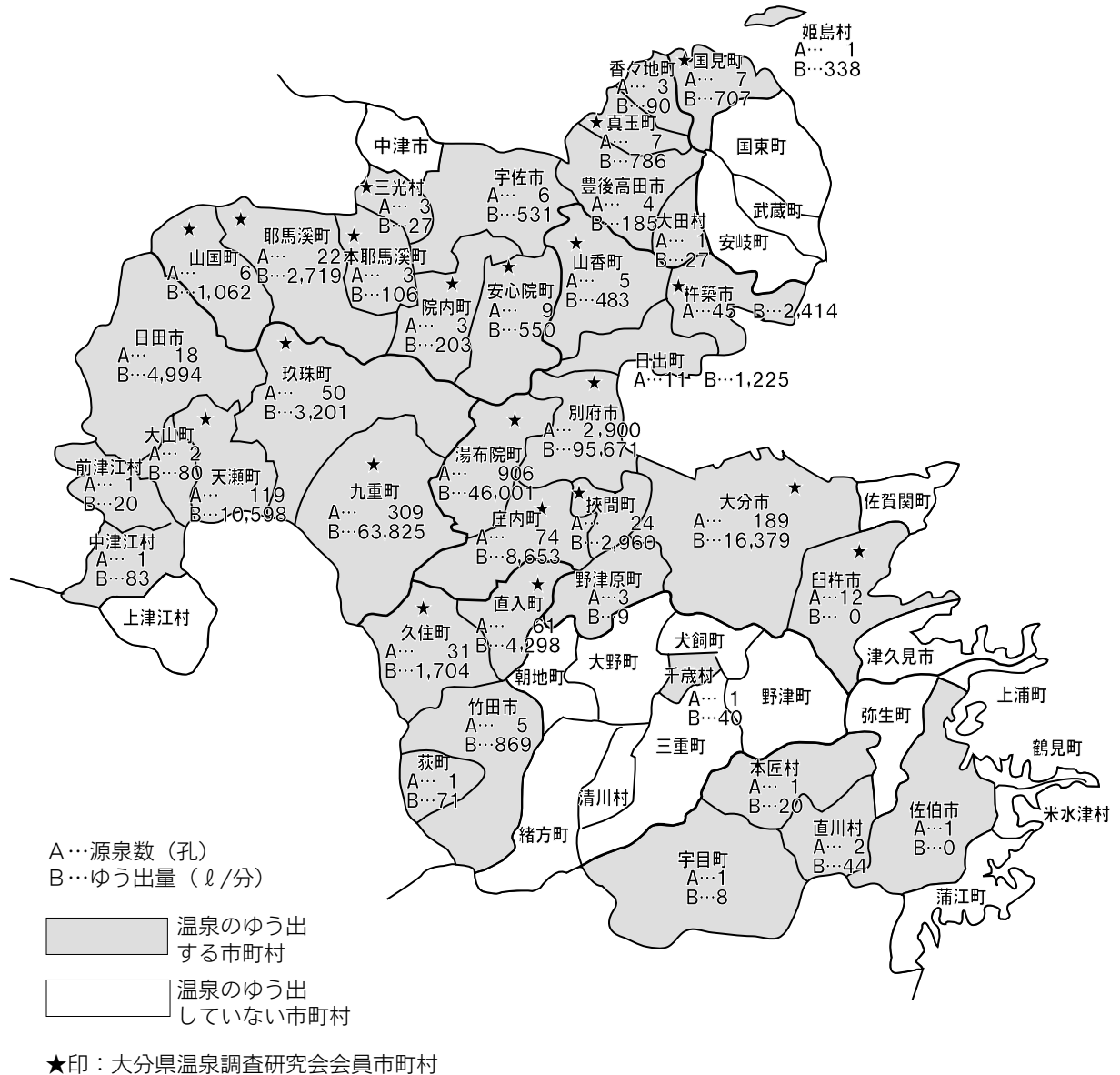
大分県の温泉は日本一の源泉数を誇っているが、個人による利用が極めて多く、乱掘等による衰退化を防止するために、温泉の集中管理等の温泉の適正な利用を推進する必要がある。このため、21世紀の温泉利用に向け、長期的視野に立った温泉の保護とその利用の



適正を図る目的で、全国に先駆けて、平成12年度に本県温泉行政の指針となる温泉管理基本計画を策定した。

また、平成13年度には計画の概要版を作成した。

図2-2-1 市町村別温泉の状況（平成13年度末現在）





第3節 多様な生態系の保全

1 自然環境の現状把握

(1) 大分県版レッドデータブック

環境省は、全国的な規模で絶滅のおそれのある動植物の種を選定し、その生息状況等を解説した資料である「日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－」を1991年に初めて作成し、以降、自然環境と調和した開発計画の立案や自然保護政策の基礎資料として活用されている。

しかし、環境省版レッドデータブックは全国の野生生物の生息・生育状況から、その対象種を選定しており、地域の特性にそぐわない面があるため、地域の特性を反映させた希少な野生生物を選定した「都道府県版レッドデータブック」を各都道府県とも発行、あるいは発行に向けて作業を行っている。

本県においても、県内の希少な野生生物の生息・生育状況を総合的に調査・整理・検討し公表することにより、絶滅のおそれのある野生生物の保護をはかるため、平成9年度から大分県版レッドデータブックの作成に着手し、平成12年度に「レッドデータブックおおいた」を発行した。平成13年度にはその普及版を発行し、小中学校等にも配布して、県内の希少野生生物の現状について普及・啓発を図った。

(2) 自然環境学術調査

本県では、県内の自然環境の現状を把握するために昭和44年の「大分県海中公園候補地学術調査」を皮切りに、表2-3-3のとおり自然環境学術調査を実施してきた。平成13年度は、阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域のうち北側に位置し、長者原と呼ばれ、山岳と高原が一体をなす優れた景勝地である、タテ原地域を調査した。

また、自然環境学術調査の内容を中心に、県内の優れた自然環境を多くの人に紹介するために自然ガイドブックを発行している。平成13年度は、「藤河内溪谷周辺地域自然環境学術調査」の内容を中心に、自然ガイドブックVol. 8「藤河内溪谷周辺地域の自然」を発行した。

(3) 自然環境保全基礎調査

環境省は自然環境保全法第4条の規定に基づき、昭和48年から自然環境保全基礎調査を実施している。この調査は緑の国勢調査とも呼ばれており、実施に当たり、環境省が直接行うものと都道府県に委託するものがある。平成13年度は「哺乳類分布調査」(聞きとり調査)を環境省から受託した。

表2-3-1 自然環境学術調査実施状況

	年 度	調 査 地 区
広域的な調査	昭和44	大分県海中公園候補地学術調査報告書(日豊海岸国定公園候補地資料)
	昭和48	大分県の植生
	昭和49	大分県の自然－現況と保護対策－
	昭和49	自然環境調査報告(地形・地質)国東半島地域
	昭和50	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(国東半島地域の植物)
	昭和51	祖母傾地域の自然環境保全調査報告
	昭和51	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(阿蘇くじゅう国立公園地域)
	昭和52	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(玖珠地区)
	昭和53	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(県南地区)
	昭和54	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(県北地区)
	昭和55	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(日田地区)
	昭和56	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(豊肥地区)
	昭和57、58	耶馬日田英彦山国定公園学術調査
	昭和59	祖母傾国定公園学術調査
昭和60	日豊海岸国定公園学術調査	
昭和63	阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域学術調査	
限定した地域の調査	昭和48	「西の小池」とその周辺の植生(阿蘇くじゅう国立公園)
	平成3	小田の池自然環境学術調査(阿蘇くじゅう国立公園)
	平成4	猪の瀬戸湿原自然環境学術調査(阿蘇くじゅう国立公園)
	平成5	蒲江町深島・屋形島・名護屋地域自然環境学術調査(日豊海岸国定公園)
	平成6	深耶馬地域自然環境学術調査(耶馬日田英彦山国定公園)
	平成7	夷耶馬・鷲巣岳地域自然環境学術調査(瀬戸内海国立公園、国東半島県立自然公園)
	平成8	酒呑童子山地域自然環境学術調査(津江山系県立自然公園)
	平成10	くじゅう黒岳地域自然環境学術調査(阿蘇くじゅう国立公園)
	平成11	藤河内溪谷周辺地域自然環境学術調査(祖母傾国定公園)
	平成12	犬ヶ岳・津民川地域自然環境学術調査(耶馬日田英彦山国定公園)
平成13	くじゅうタテ原地域自然環境学術調査(阿蘇くじゅう国立公園)	



2 鳥獣保護の推進

(1) 鳥獣保護の現況

野生鳥獣は自然環境を豊かにするとともに、害虫獣の天敵として農林業の振興に寄与する等の役割を果たしている。

近年、地域によっては開発等により野生鳥獣が生息するための適切な環境は減少している。

また、増えすぎた野生鳥獣による農林産物被害が増加しており、その対策が課題となっている。

このような現状から、本県における野生鳥獣の適正な管理に資するため、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき、野生鳥獣の捕獲を規制し狩猟の適正化を図るとともに、特定鳥獣保護管理計画や有害鳥獣駆除許可基準等を盛り込んだ「第9次鳥獣保護事業計画(平成14～18年度)」を策定し、鳥獣保護と狩猟及び農林水産業との調和のとれた鳥獣行政を推進している。

(2) 鳥獣保護対策

ア 鳥獣保護区等の設定

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区の設定及び特別保護地区を指定するとともに、狩猟鳥獣の増加を図るため、休猟区を設定している。

鳥獣保護区は、平成14年11月1日現在で、県下全域にわたり74か所、県土面積の約8%にあたる51,769haを設定している。また、特別保護地区としては、天然記念物カラスバトなどの生息地として知られる南海部郡の沖黒島など11か所を指定している。

この他、人や船などの往来の多い地区14か所を銃猟禁止区域に、また鉛製散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、3カ所を鉛散弾規制地域に設定している。

イ 狩猟制度

野生鳥獣を保護しながら適正な狩猟を行うため、鳥獣の種類、捕獲数、期間などを

定めて狩猟を許可している。

ウ 鳥獣の捕獲許可及び飼養許可

一般に鳥獣の捕獲及び飼養は禁止されており、特別な事由により捕獲又は飼養を行う場合は、環境大臣または知事の許可を受けなければならない(平成7年度から知事権限の一部を市町村長へ移譲している)。

エ キジの放鳥

鳥獣保護区や休猟区のキジ生息適地にキジを放鳥し、鳥獣保護と狩猟の調和を図っている。

表2-3-2 キジ放鳥事業の実績と計画

(単位:羽)

年度	実績	年度	実績
平成元	2,360	8	2,000
2	2,360	9	1,800
3	2,570	10	1,800
4	2,570	11	1,800
5	2,570	12	2,200
6	2,217	13	2,200
7	2,100	14	2,600

オ 鳥獣被害対策

農林水産物への鳥獣被害防止対策には、予防対策と駆除対策がある。

イノシシ等の被害の予防対策として、電気柵等の設置に対する助成を行い防止を図っている。駆除対策として、特に被害の多いイノシシ・シカについては、広域一斉駆除事業や三県合同駆除事業を実施するとともに、捕獲報償金の助成による駆除の奨励を行っている。

また、イノシシとシカの被害を防止し適正な生息数へ管理するために、特定鳥獣保護管理計画を立て、シカの生息数が多い地域においてメスジカを狩猟するとともに、イノシシについては、平成14年度から獣化狩猟期間を1ヶ月延長し被害の軽減に努めている。

表2-3-3 イノシシの捕獲頭数

(単位:頭)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
狩 猟	6,116	6,431	6,204	6,143	7,039	7,187	8,304	10,518	8,507	10,544
害 鳥 獣 駆	2,218	2,039	1,976	1,741	1,776	1,830	2,600	2,822	2,854	3,052
計	8,334	8,470	8,180	7,884	8,815	9,017	10,904	13,349	11,361	13,596



カ 鳥獣の生息調査

鳥獣の保護繁殖を図るには、鳥獣の生息実態を把握する必要がある。このためガン・カモ類一斉調査を実施している。

キ 鳥獣保護思想の普及

広く県民に鳥獣保護の理解と協力を得るため、愛鳥週間を中心に、毎年各地で行われる探鳥会に協賛するとともに、愛鳥週間用ポスター原画展や巣箱作り教室を実施し、

愛鳥思想の普及に努めている。

また、普及活動の一環として、主に小中学校を対象として愛鳥モデル校に指定し、指定校には関係図書等の配布を行っている。

ク 傷病鳥獣対策

鳥獣110番制度の普及とその制度の活用を図ることにより、傷病鳥獣の保護に努めている。

図2-3-1 鳥獣保護区の設定状況

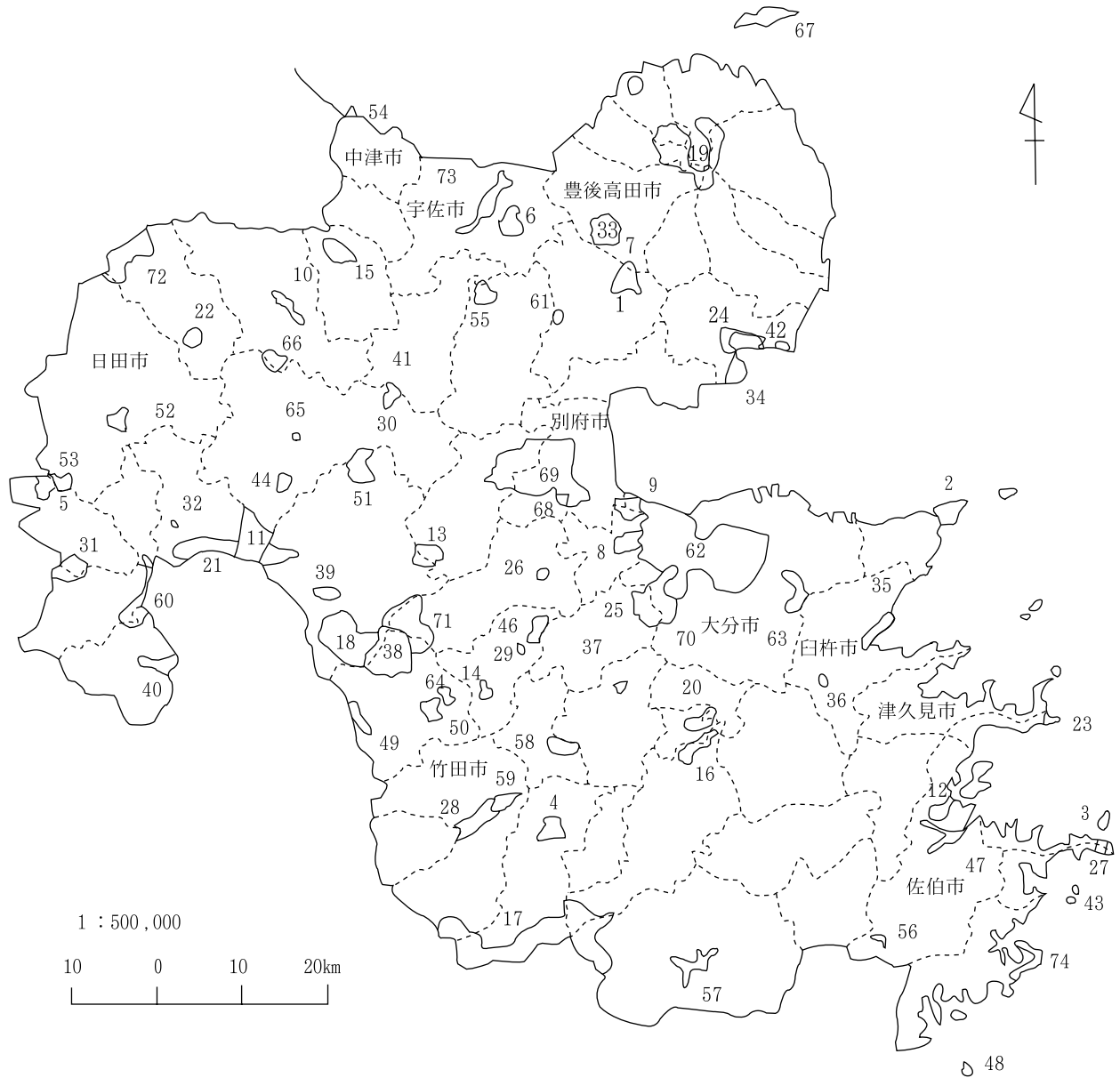




表 2-3-4 鳥獣保護区及び特別保護地区

番号	名 称	番号	名 称
1	山香鳥獣保護区	38	久住大船鳥獣保護区
2	関崎鳥獣保護区（特別保護地区を含む）	39	天ヶ谷鳥獣保護区
3	大島鳥獣保護区	40	若林鳥獣保護区
4	荒平鳥獣保護区	41	岳切鳥獣保護区
5	千歳木鳥獣保護区	42	守江鳥獣保護区
6	宇佐神宮鳥獣保護区（特別保護地区を含む）	43	沖黒島鳥獣保護区（特別保護地区を含む）
7	熊野鳥獣保護区	44	伐株山鳥獣保護区
8	由布川鳥獣保護区	45	尾崎鳥獣保護区
9	高崎山鳥獣保護区	46	芹川鳥獣保護区
10	耶馬溪ダム鳥獣保護区	47	番匠川鳥獣保護区
11	麻生釣鳥獣保護区	48	深島鳥獣保護区
12	城山鳥獣保護区（特別保護地区を含む）	49	白丹鳥獣保護区
13	山下湖鳥獣保護区（特別保護地区を含む）	50	都野鳥獣保護区
14	花立鳥獣保護区	51	宮ノ尾鳥獣保護区
15	洞門羅漢寺鳥獣保護区	52	大原鳥獣保護区
16	大辻山鳥獣保護区	53	五和鳥獣保護区
17	祖母傾山系鳥獣保護区	54	山国川鳥獣保護区
18	牧の戸鳥獣保護区（特別保護地区を含む）	55	家族旅行村鳥獣保護区
19	国東半島鳥獣保護区（特別保護地区を含む）	56	黒沢ダム鳥獣保護区
20	白鹿山鳥獣保護区	57	北川ダム鳥獣保護区
21	亀石曾田鳥獣保護区	58	愛の園生鳥獣保護区
22	憩いの森鳥獣保護区	59	岡城鳥獣保護区
23	蒲戸崎鳥獣保護区	60	松原下釜ダム鳥獣保護区
24	守江湾鳥獣保護区	61	農業文化公園鳥獣保護区
25	しあわせの丘鳥獣保護区（特別保護地区を含む）	62	大分中部鳥獣保護区
26	大龍鳥獣保護区	63	九六位鳥獣保護区
27	鶴御崎鳥獣保護区（特別保護地区を含む）	64	仏原鳥獣保護区
28	玉来鳥獣保護区	65	角埋山鳥獣保護区（特別保護地区を含む）
29	下竹田鳥獣保護区	66	青少年旅行村鳥獣保護区
30	日出生川底鳥獣保護区	67	姫島村鳥獣保護区
31	釈迦岳鳥獣保護区	68	東山鳥獣保護区
32	古賀原鳥獣保護区	69	城島高原鳥獣保護区（特別保護地区を含む）
33	西叡山鳥獣保護区	70	霊山鳥獣保護区
34	東鳥獣保護区	71	黒岳鳥獣保護区
35	諏訪鳥獣保護区	72	英彦山鳥獣保護区
36	南都留鳥獣保護区	73	風土記の丘鳥獣保護区
37	師田原ダム鳥獣保護区	74	仙崎公園鳥獣保護区

第4節 自然とのふれあい推進

1 自然保護思想の普及啓発

(1) 自然公園指導員の配置

近年、自然とのふれあいを求め、自然公園を利用する人が増加する中で、優れた自然環境の適正な保全を図っていくためには、法令による規制のほか、県民一人ひとりの自然に対する正しい理解と深い関心を養うことが重要である。そのため、本県では、県内の自然公園に環境省及び県の委嘱による114名の自然公園指導員を配置し、利用者に対して自然

公園の適正な利用や事故の予防等を指導している。

(2) 普及啓発活動の推進

「環境月間」中（6月1日～30日）の各種行事の一環として、くじゅう山開き（6月第1日曜日）に合わせて、関係市町村にごみ袋を配布する等して自然公園内の美化を呼びかけた。また、「自然に親しむ運動」期間（7月21日～8月20日）中、こども環境会議を開催して、自然の大切さを考える契機を提



供した。各市町村においても、「環境月間」や「自然に親しむ運動」期間中に、自然観察

会や自然公園クリーン作戦等を実施して、自然保護と環境美化精神の高揚を図っている。

第5節 身近な自然の保全と快適空間の創造

第1 ゆとりある生活空間の保全と創造

1 都市環境の整備

都市化社会から都市型社会への転換とともに、近年、住民の生活環境への関心が高まる中、安全・安心なまちづくりをはじめ、総合的な居住環境の創造、魅力ある快適な都市空間の創出が求められている。このため、本県では、安全、快適で機能的な都市空間の創造を目的として、次のような事業を実施している。

1) 街路事業

自動車、自転車、歩行者の安全で円滑な交通の確保だけでなく、電線類の地中化、幅の広い歩道の整備や植樹帯等の緑化による都市環境の創出を目的として整備を進めている。

2) まちづくり総合支援事業

「地域が主役のまちづくり、地域の創意工夫を生かしたまちづくり」を推進するために必要な事業を一括して行うことにより、賑わいとゆとりのある都市環境の形成を図っている。杵築市は、市街地中心部の城下町の風情

を保全し、現代の生活に調和した空間を創出するために、沿道の歴史建造物と調和した道路やうらおいのある公園・広場の整備等を行っており、中津市では、城下町を回遊する道路の整備やふれあい・憩う場としての公園整備、文化交流センター等の整備を行っている。

3) 共生のまち整備事業

高齢者、障害者はもとより女性や子供などすべての県民が、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、人と人との交流が深まる共生社会を実現するため、社会活動への参加を妨げる行動面での障害を取り除くことを目的に、県の設置又は管理する既存の公共施設のバリアフリー化を進めている。具体的には、①歩道等の改良、②県有施設(建物、公園等)での多機能トイレ・エレベーター設置などの改修、③交通環境(信号)の整備を進めている。

その他、本県においては、表2-5-1に示す都市施設を都市計画決定して整備に努めている。

表2-5-1 都市施設一覧表

(平成14年3月31日現在)

都市名	都市施設																	学 校								
	道 路	駅 前 広 場	都 市 高 速 鉄 道	自 動 車 道	自 動 車 場	港 湾	公 園	緑 地	墓 園	運 動 場	水 道	汚 水 処 理 場	ご み 焼 却 場	市 場	河 川	病 院	住 宅 団 地 の 設 置		火 葬 場	防 火 水 槽	公 共 下 水 道	都 市 下 水 路	流 通 業 務 団 地			
大分市																										
別府市																										
中津市																										
日田市																										
佐伯市																										
杵築市																										
津久見市																										
竹田市																										
豊後高田市																										
杵築市																										
宇佐市																										
国東町																										
日出町																										
挾間町																										
湯布院町																										
佐賀関町																										
三重町																										
玖珠町																										



2 都市公園の整備

(1) 都市公園の現況

都市公園は、都市の緑とオープンスペースを確保し、活力ある長寿・福祉社会の形成、都市のうるおい創出、自然とのふれあい、コミュニティの形成、広域レクリエーション活動等、さらに、災害時には避難地、火災の延焼防止、救援活動の拠点等の機能を発揮するなど、安全でゆとりある生活に不可欠な都市施設である。

本県の都市公園は、平成12年度末現在11市7町で合計818箇所、約820haが整備済みであり、表2-5-2のとおりである。

(2) 都市公園等の整備計画

建設省では、平成8年度を初年度とする第六次都市公園等整備七箇年計画を策定し、都市公園等整備事業の積極的な推進を図っているところである。

本県としても、国の整備計画に合わせて都市公園の整備を推進するとともに、都市計画区域外の農山漁村地域においてもスポーツ、文化、コミュニティ活動の拠点となる特定地区公園（カントリーパーク）の整備を進めている。

平成13年度の事業概要（当初内示）は次のとおりである。

都市名	事業主体	箇所数	箇所名
大分市	県	1	スポーツ公園
大分市	市	4	田ノ浦公園、堂園公園、上野丘公園、佐野植物公園
別府市	市	5	上人ヶ浜公園、実相寺中央公園、鉄輪地獄地帯公園 別府公園、松原公園
中津市	市	1	米山公園
日田市	市	1	亀山公園
佐伯市	市	1	佐伯市総合運動公園
臼杵市	市	1	臼杵市総合公園
竹田市	市	1	竹田市総合運動公園
日出町	町	3	糸ヶ浜海浜公園、豊岡公園、大田公園
院内町	町	1	平成の森公園
計（7市2町）		19箇所	



表 2 - 5 - 2 大分県の都市公園の現況

公園種別 都市名	住 区 基 幹 公 園						都 市 基 幹 公 園				特 殊 公 園					
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		風致公園		動植物園		歴史公園	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
大 分 市	387	83.02	18	32.87	4	20.48	5	30.16	3	29.04	3	6.74	1	8.58	1	0.05
別 府 市	104	9.42	6	7.95	1	4.19	2	38.18	1	12.06	1	2.02	-	-	-	-
中 津 市	11	3.32	3	4.28	-	-	1	15.17	-	-	-	-	-	-	1	0.17
日 田 市	20	4.63	2	2.78	3	9.61	2	23.77	-	-	3	3.93	-	-	-	-
佐 伯 市	16	4.12	-	-	-	-	1	6.70	1	18.93	-	-	-	-	1	44.36
臼 杵 市	2	0.28	-	-	1	5.30	1	2.60	-	-	-	-	-	-	-	-
津 久 見 市	20	2.75	2	2.00	2	9.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
竹 田 市	1	0.39	2	2.13	-	-	-	-	1	3.50	-	-	-	-	1	3.90
豊 後 高 田 市	6	1.47	1	2.10	1	8.40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
杵 築 市	1	0.28	1	2.50	-	-	-	-	-	-	1	5.17	-	-	-	-
宇 佐 市	7	2.02	1	1.14	2	12.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国 東 町	4	1.25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日 出 町	6	1.53	-	-	2	6.60	1	2.47	-	-	-	-	-	-	-	-
挾 間 町	2	0.50	-	-	1	5.89	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
湯 布 院 町	6	0.85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐 賀 関 町	2	0.17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三 重 町	4	1.36	-	-	-	-	1	10.46	-	-	-	-	-	-	-	-
玖 珠 町	-	-	-	-	-	-	1	4.00	-	-	-	-	-	-	-	-
都市公園計	599	117.36	36	57.75	17	81.96	15	133.51	6	63.53	8	17.86	1	8.58	4	48.48
特定地区公園 (カントリーパーク)																
国 見 町					1	7.60										
庄 内 町					1	9.90										
弥 生 町					1	4.83										
緒 方 町					1	18.10										
直 入 町					1	6.20										
天 瀬 町					1	6.70										
院 内 町					1	11.70										
小 計 (カントリーパーク)					7	65.03										
大 分 県 計	599	117.36	36	57.75	24	146.99	15	133.51	6	63.53	8	17.86	1	8.58	4	48.48



面積単位：ha 1人当面積：㎡ [各小数点以下2桁表示] (平成13年3月31日現在)

墓園		大規模公園				緩衝緑地		都市緑地		広場公園		緑道		都市公園合計		都計内人口	1人当面積
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	(千人)	(㎡)
2	15.03	1	60.00	—	—	4	110.20	98	50.75	1	1.13	13	14.94	541	462.99	438	10.57
—	—	—	—	—	—	1	0.94	—	—	—	—	2	1.63	118	76.39	124	6.16
—	—	—	—	—	—	—	—	1	1.15	—	—	—	—	17	24.09	67	3.60
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	44.72	55	8.13
1	0.28	—	—	—	—	—	—	5	0.73	—	—	2	2.74	27	77.86	42	18.54
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	8.18	31	2.64
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24	13.95	20	6.98
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	9.92	10	9.92
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	11.97	16	7.48
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	7.95	20	3.98
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	15.45	47	3.29
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	1.25	5	2.50
—	—	1	31.40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	42.00	26	16.15
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	6.39	12	5.33
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	0.85	9	0.94
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0.17	6	0.28
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	11.82	13	9.09
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	4.00	11	3.64
3	15.31	2	91.40	0	0	5	111.14	104	52.63	1	1.13	17	19.31	818	819.95	952	8.61
														1	7.60	6	12.67
														1	9.90	10	9.90
														1	4.83	7	6.90
														1	18.10	7	25.86
														1	6.20	3	20.67
														1	6.70	7	9.57
														1	11.70	5	23.40
														7	65.03	45	14.45
3	15.31	2	91.40	0	0	5	111.14	104	52.63	1	1.13	17	19.31	825	884.98	997	8.88



第2 美しい都市景観の形成

1 都市計画の状況

都市計画法では、健康で文化的、機能的な都市生活を確保すると共に、土地の合理的な利用

を図るため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都市計画区域として都道府県知事が指定することになっている。現在、本県において11市7町、面積約106千haの区域を都市計画として定めており、県下の状況は表2-5-3に示すとおりである。

表2-5-3 都市計画区域指定状況

(平成14年3月31日現在)

都市計画区域名	行政区域		都市計画区域		用途地域(ha)	風致地区(ha)	備考
	人口	面積(ha)	人口	面積(ha)			
大分	440,105	36,092	440,105	36,105	11,235	437	行政区域全域
別府	124,213	12,528	123,605	8,576	2,807	4,412	
中津	67,076	5,558	67,076	5,558	2,548		行政区域全域
日田	62,507	26,921	54,415	6,625	1,244		
佐伯	50,527	19,737	41,564	4,120	1,155		
杵杵	36,298	15,182	30,472	4,822	1,110		
津久見	23,728	7,941	19,115	4,986	577		
竹田	17,415	20,083	9,610	1,754	431		
豊後高田	18,538	12,457	16,799	5,300	586		
杵築	23,118	9,023	21,118	5,023	412		
宇佐	49,192	17,830	46,905	9,579	782		
国東	14,026	11,225	5,209	827	260		
三重	18,308	16,217	12,728	2,235	431		
日出	27,146	7,323	26,067	4,033	570		
佐賀関	13,283	4,939	5,740	1,149			
湯布院	11,592	12,777	9,463	1,874	631		
玖珠	19,413	28,644	10,937	1,058	301		
挾間	15,062	5,110	13,763	2,489	462		
計	1,031,547	269,587	954,691	106,113	25,542	4,849	

2 市街地開発事業

市街地開発事業は、一定の地域について、総合的な計画に基づく宅地又は建築物の整備を公共施設等の整備と併せて行う面的な開発事業である。

土地区画整理事業は、その市街地開発事業の代表的事業であり、土地の区画形質の整形と公共施設の整備を一体的に行うことにより良好な宅地を造成し、健全な市街地として全体の土地利用の増進を図るものである。

本県の土地区画整理事業の実施地区は平成13年度末で53地区、面積2,921ha、実施済40地区、面積2,217ha、実施中13地区、面積704haであ

る。また、人口集中の著しい市街地の周辺地域において、居住環境の優れた住宅地を供給することを目的とした新住宅市街地開発事業や、市街地の土地の高度利用と都市機能の更新をはかることを目的とした市街地再開発事業が行われている。

県下の市街地開発事業の実施状況は、表2-5-4に示すとおりである。

3 街なみ環境整備事業

街づくり協定を結んだ住民と市町村とが協力して、街なみの修景や地区施設整備を行い良好



な景観形成を図る事業である。
大分市、日田市、臼杵市、竹田市においては、

歴史的街なみを活かした地域の活性化と生活環境の整備を行っている。

表 2-5-4 市街地開発事業一覧表

(平成13年度末)

都 市 名	土 地 区 画 整 理 事 業					新住宅市街地開発事業	市 街 地 再 開 発 事 業
	個人施行	組合施行	公共団体施行	団体施行	行政庁施行		
大 分 市		5	14		1	1	
別 府 市	1		2				1
中 津 市			3				
日 田 市			2		1		
佐 伯 市		1	4				
臼 杵 市	2	3					
津 久 見 市	1	3	6				
竹 田 市							
豊後高田市			1				
杵 築 市							
国 東 町							
日 出 町			1				
挾 間 町							
湯 布 院 町							
佐 賀 関 町							
三 重 町		1					
玖 珠 町			1				
合 計	4	13	34	0	2	1	1

第 3 身近な緑の保全と推進

1 環境緑化の推進

緑は、多様な生命を育み、美しい景観の形成、県土の保全、水資源の涵養、レクリエーション・保健休養の場の提供など私たちの生活に欠かすことのできない重要な役割を果たしていることから、この緑を県民共通の財産として次世代に引き継いでいかなければならない。

このため、大分県環境緑化条例に基づく緑化基本計画を策定し、緑地の保全・造成、緑化思想の高揚及び緑化推進体制の整備を基本施策として、市町村、県民一体となって“みどり豊かな住みよい県土づくり”を推進している。

(1) 緑地の保全

ア 樹林、樹木の保全

鎮守の森に代表される貴重な森林及び昔から地域住民に慣れ親しまれてきた老樹、名木を特別保護樹林、特別保護樹木に指定し、後世にかけがえのない財産として引き継ぐため、市町村、所有者とともに積極的に保全を図っている。

現在、県内で特別保護樹林は20か所、特別保護樹木は56本を指定し、保全に努めている。(表 2-5-5)

イ 緑地の保全

市街地及びその周辺地域の自然緑地を乱開発等から守るため、県緑化地域に指定し、開発の届出を義務づけ、緑化基準による計画的な緑化を指導している。また、県緑化地域以外では、同様に大規模開発の届出義務により既存緑地の保護保全を図るとともに、失われた緑の復元にも努めている。(表 2-5-6)

(2) 緑地の造成

地域開発や都市化に伴い、失われた緑の復元と、新たな緑の造成による快適な生活環境を確保するため積極的に公共施設の緑化を行うとともに、民間施設には緑化基準を設定し、指導を行っている。

ア 公共施設

都市及びその周辺地域にオープンスペースをもつ公共施設は、住民の憩いの場やコミュニケーションの場となるため、緑化を図ることにより地域の重要な緑資源とする。

イ 民間施設

(ア) 工場、事業所

工場、事業所の緑化は、従業員にとって快適な職場環境を創るだけでなく、地域住民にとっても大気の浄化作用、騒音やほこりの抑制等重要な役割もっている。



ることから、積極的に緑化に努めるよう目標とすべき緑化率を設定している。

(イ) 住宅等

宅地の緑は市街地及びその近郊地域における点の緑として重要な役割をもっているため、生垣の造成や緑化木配布により、積極的に家庭の緑を増やし、地域内のオープンスペースの緑化などにより住民が進んで地域緑化に努めるよう啓発している。

(3) 緑化思想の高揚

環境緑化を推進するためには、国、県、市町村が積極的に行政施策を展開することはもちろんであるが、県民一人ひとりに緑化思想を定着させ、緑化に関する合意を図ることが大切である。このため環境緑化推進運動による緑化キャンペーンの展開やみどりの少年団の育成、緑の募金の普及啓発などを推進している。

ア 環境緑化推進運動

地域住民が自発的に緑化の実践運動に参加できるよう、10月と3月を緑化月間とし、県内各地で緑化行事や緑の募金の街頭キャンペーンを実施するなど緑化意識の高揚に努めている。

イ 緑化教育の推進

緑の効用を広く普及し、緑に対する理解を深め、緑化意識を啓発するため「花と緑のふるさとづくりコンクール」の開催や緑の相談窓口の開設、みどりの少年団の活動、緑化モデル地区の指定等を通じて緑化教育を推進している。

(4) 緑化推進体制の整備

(ロ) 大分県緑化推進センター及び市町村等と緊密な連絡調整を図りながら、県土緑化を計画的かつ総合的に実施できるよう推進体制の整備を図ることとしている。

表 2-5-5 特別保護樹林・特別保護樹木の指定状況

(1) 特別保護樹林

(平成14年10月末現在)

名称	所在地	所有者	樹林の概況(主樹種)	指定年月日
熊野権現の森	豊後高田市大字平野	熊野社	スギ、ケヤキ、カシ、ヒノキ、クヌギ、コナラ	49. 3.15
朝見神社の森	別府市朝見	朝見神社	スギ、カシ、クス、ハクチノキ	49. 3.15
観海寺の森	〃 南立石・観海寺	佐藤保雄	コジイ	49. 3.15
火男火売神社の森	〃 鶴見	火男火売神	スギ、イチガシ	49. 3. 1
柞原八幡宮の森	大分市大字上八幡	柞原八幡宮	スギ、ヒノキ、クス、モミジ	49. 3.15
小野鶴八幡社の森	〃 大字小野鶴	小野鶴八幡社	スギ、イチヨウ、ミ	49. 3.15
春日神社の森	〃 大字勢家町	春日神社	クス、ケヤキ、エノキ、イヌマキ、ムクノキ	49. 3.15
西寒田神社の森	〃 大字寒田	西寒田神社	ヒノキ、スギ、イチガシ、オガタマノキ	49. 3.15
日吉神社の森	〃 大字木田	日吉神社	ヒノキ、スギ、クス、ミ、カシ、シイ、ハゼ	49. 3.15
鷹松神社の森	〃 大字高松	鷹松神社	クス、イチヨウ、マキ	51. 3. 9
若宮八幡の森	佐伯市大字鶴望	若宮八幡宮	スギ、クス、ツガ、シイ	49. 3.15
堅田八幡社の森	〃 大字長谷	八幡社	シイ、カシ	50. 1. 7
八坂神社の森	弥生町大字江良	八坂神社	ハナガガシ、スギ、ヒノキ、マツ	51. 3. 9
健男社の森	緒方町大字上畑	健男社	スギ、ヒノキ、マツ	50. 1. 7
キンメイモウソウチクの森	野津町大字王子山ノ下	西山左盛	キンメイモウソウチク	51. 7.20
城原神社の森	竹田市大字米納	城原神社	スギ、イチヨウ、モミジ、ケヤキ、クス、ヒノキ	49. 3.15
宮園鎮座津江神社の森	中津江村大字合瀬	津江神社	スギ	50. 1. 7
津江神社大杉の森	上津江村大字川原	津江神社	スギ	51. 3. 9
法華寺のツバキ林	中津市大字福島	法華寺	ヤブツバキ	50. 1. 7
雲八幡神社の森	耶馬溪町大字宮園	雲八幡神社	スギ、イチヨウ、ケヤキ	H10. 3.20
計	20か所			



(2) 特別保護樹木

(平成14年10月末現在)

樹木名	所在地	所有者	樹木の概況			指定年月日
			胸高又は根元周囲(cm)	樹高(m)	樹令	
クスノキ	豊後高田市大字新栄	算所区	760	23	500	49. 3.15
フェニックス	〃 大字呉崎	豊後高田市	200	12	63	50. 1. 7
イスノキ	大田村大字白木原	白木神社	400	20	600	50. 1. 7
カキ	〃 〃	富山寿満	170	16	230	50. 1. 7
イチイガシ	〃 大字赤根一円坊	赤根社	290	22	300	51. 3. 9
ケヤキ	国東町大字大恩寺	文殊仙寺	565	30	1,000	49. 3.15
クスノキ	武蔵町大字三井寺	椿八幡神社	790	22	950	49. 3.15
イチョウ	別府市大字内成	大野秀永	560	30	1,000	49. 3.15
ツバキ	〃 大字東山	佐藤 悟	100	3	200	49. 3.15
シダレザクラ	〃 〃	安楽寺	126	10	80	49. 3.15
ウスギモクセイ	〃 大字鉄輪	安波利一	182	10	200	49. 3.15
クスノキ	大分市大字下戸次	八幡神社	1,080	40	1,000	49. 3.15
イチョウ	〃 大字広内	円通寺	750	22	1,380	49. 3.15
イヌマキ	〃 大字鶴崎	剣八幡宮	220	11	400	49. 3.15
ホルトノキ	〃 大字上八幡	柞原八幡宮	480	25	430	49. 3.15
カゴノキ	〃 大字廻栖野	立川幸人	根元 350	13	200	53. 3.22
タブノキ	〃 大字佐野	白石 昭	500	25	350	61. 4.11
クスノキ	〃 大字久土	久土神社	400	20	600	H 1.10. 3
トチノキ	野津原町大字今市	高岩神社	641	36	1,200	49. 3.15
ムクノキ	挾間町大字鬼崎同尻	馬見塚義人	570	24	300	50. 1. 7
クスノキ	〃 大字井村	三島神社	720	25	600	50. 1. 7
アコウ	津久見市大字網代	赤崎神社	360	12	500	49. 3.15
ウバメガシ	〃 大字中央町	宮本地区	220	9	400	49. 3.15
タブノキ	〃 大字津久見	谷川天満社	600	20	350	H14. 1. 8
クスノキ	佐伯市船頭町	大分県	620	18	560	49. 3.15
ビャクシン	佐伯市大字長良	真正寺	330	11	1,000	49. 3.15
ミツウメ	佐伯市大字青山	高瀬清一	根元 103	3	180	51. 3. 9
サザンカ	弥生町大字井崎	西還寺	175	14	380	61. 4.11
ナギ	〃 大字床木	水無地区	204	16	390	61. 4.11
イチイガシ	宇目町大字木浦内	神崎神社	600	30	600	50. 1. 7
ナギ	三重町大字上田原	御手洗神社	680	15	1,000	H14. 1. 8
ナツメ	野津町大字野津市	原 高節	185	8	400	50. 1. 7
ヤマモモ	〃 大字八里合	宗教法人正光寺	370	15	400	51. 3. 9
イチイガシ	清川村大字左右知	羽田野九一	1,200	20	1,000	49. 3.15
ムクノキ	竹田市大字会々	松岡孝一郎	470	30	350	51. 3. 9
イチョウ	荻町大字新藤	荻神社	920	35	300	49. 3.15
ツクバネガシ	久住町大字久住	戸坂 一	210	11	300	51. 3. 9
イチイガシ	竹田市大字植木	六柱神社	480	25	250	53. 3.22
カヤ	九重町大字菅原	佐藤良作	根元 630	20	1,200	49. 3.15
イチョウ	玖珠町大字大田	長尾嘉人	1,100	23	900	49. 3.15
マツ	日田市隈町2丁目	八坂神社	185	5	500	49. 3.15
カイドウ	〃 大字鶴河内	梶原英司	130	6.6	200	50. 1. 7
クスノキ	〃 大字西有田	大行寺八幡宮	440	28	1,060	50. 1. 7
イチョウ	天瀬町大字馬原字高塚	穴井登士太	530	36	1,000	49. 3.15
ムクノキ	上津江村大字川原	伊藤鶴満	1,000	20	不明	H 1.10. 3
イチョウ	中津市大字金谷森の丁	貴船神社	420	31	250	49. 3.15
クス	〃 大字大貞	薦神社	1,340	36.5	1,000	49. 3.15
スギ	本耶馬溪町大字跡田	大田親成	610	40	380	50. 1. 7
スギ	山国町大字中摩	諏訪神社	739	58	500	50. 1. 7
イヌマキ	宇佐市大字下麻生	宇佐市	354	17	400	50. 1. 7
クロガネモチ	〃 大字下高家	高家神社	340	15	350	51. 3. 9
イチョウ	院内町大字西椎屋	西椎屋神社	1,120	34	1,600	49. 3.15
ソテツ	宇佐市大字上乙女	宇佐市	根元 600	5	554	53. 3.22
シダレザクラ	耶馬溪町大字深耶馬	光円寺	260	10	350	H10. 3.20
スギ(右)	院内町大字斉藤	藤群神社	590	31	400	H14. 1. 8
スギ(左)	〃 〃	〃	660	32	〃	〃
計	56か所					



表 2 - 5 - 6 県緑化地域の指定状況

(平成14年10月31日現在)

区 分	指 定 地 域	指定面積	指 定 地 域 の 範 囲	指定年月日
別府地域	明ばん鉄輪地域	130	別府市の明ばん、鉄輪温泉地帯背後の丘陵山地の地域	S49. 3.15
	野田地域	150	別府市の亀川地区背後の貴船城を中心とした丘陵山地の地域	S49. 3.15
	海岸地域	330	東別府から亀川に至る国道10号線より別府湾ぞいの地域	S49. 3.15
	計	610		
佐伯地域	佐伯中部地域	620	番匠川、中江川及び日豊本線に囲まれた地域	S62. 4. 7
合 計	4 地域	1,230		

第 4 身近な水辺の創造

1 河川空間の整備

河川は古来より人間の生活に密接にかかわり続け、その治水・利水機能の増進によって、生活領域や生産活動を拡大させ、文化や国土の形成に大きな役割を果たしてきた。近年、河川流域内の都市化の進展により河川環境が著しく変化し、周辺環境と調和した憩いの場としての河川空間の整備に対する要請が増大している。このため、身近にふれあえる水辺を確保し、やすらぎを感じる河川空間の創造を目的として、次のような事業を展開している。

(1) 河道整備事業

佐伯市の中心地を流れる中江川において、水辺でふれあいやすらぎを感じる空間の形成を図るため、緩傾斜護岸や散策路の整備を行っている。

(2) 河川再生事業

大分市の中心地を流れる裏川において、市民公園や文化施設等の周辺環境と調和を図り、景観や利用に配慮した緩傾斜護岸や散策路等の再整備を行っている。

(3) その他の環境に配慮した施策

海岸環境整備事業

多様化する利用形態の要請に対し、快適な海岸利用の空間をつくるため、平成12年度迄に6海岸で実施されており、田ノ浦海岸においては、国（国土交通省）、県、市（大分市）が連携し、砂浜や遊歩道、植栽等が整備され、平成12年度から海水浴場等として利用されている。

2 砂防事業の環境保全対策

砂防事業が行われている地域は、地質、地形等の自然的条件が厳しく、土石流等の発生で幾度となく県民の生活に多大な影響を及ぼしてきた。この土砂災害防止に係る砂防施設の推進において、近年の環境問題への関心の高まりにより、人々が川と親しみ集い憩える水と緑豊かな空間の整備が社会の要請となった。このため、砂防施設が整備され土砂災害の恐れのない境川・春木川（別府市）等の溪流において環境対策を手掛けた。

また、平成5年の環境基本法が制定されたこと等から、県下を6ブロックに分けた「溪流環境整備計画」を平成12年度までに策定した。この計画は自然環境・景観の保全と創造に関する



る基本理念及び溪流の利用に配慮した整備方針が定められており、今後は、その方針にしたがって「水辺の創造に配慮した砂防事業」を事業実施することとしている。

主要施策の概要

- ・（補助）【砂防環境整備事業】として親水性を考慮した溪流整備を板地川（別府市）にて実施している。

3 港湾の環境保全対策

(1) 港湾の現況

港は、古来から海上交通を担うものとして、人々の生活に深くかかわってきた。また、30年代半ば以降の高度成長期には、急激に拡大する物流を担うとともに、工業生産の場として重要な役割を果たしてきた。そして、わが国の社会経済が世界有数の豊かさを実現し、成熟化していくなかで、近年、港湾に対する社会の要請も高度化、多様化している。特に人々が、そこで憩い楽しむことのできる美しく楽しい港湾空間の創出が強く求められている。

こうした状況のなかで、本県では重要港湾5港（中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港）と地方港湾22港（臼杵港ほか）においてそれぞれの地域の特性を活かし、環境との調和を図りながら、総合交通体系整備の一環として、港湾施設の整備を進めるとともに、より積極的に人々が親しめる港湾空間を実現するために各種の港湾事業を実施している。

(2) 港湾事業における環境対策

これまで、別府港を始めとして、港湾の景観を高め、人々の憩いの場となる港湾緑地の整備等に努めてきた。

第8次港湾整備五箇年計画（平成3年度～

平成7年度）の下では、港湾環境整備事業により、平成3年度に守江港の港湾緑地が完成した。平成5年度には、姫島港で港湾緑地が完成、中津港では公害防止の防塵柵が完成した。

第9次港湾整備七箇年計画（平成8年度～平成14年度）では、廃棄物埋立護岸1港、港湾緑地6港が計画されており、平成8年度に丸市尾港、平成9年度に大分港、日出港の港湾緑地及び佐伯港の廃棄物埋立護岸、平成10年度には別府港、守江港に着手した。

また、海岸事業においては、人命、財産を津波や高潮から護るための防災機能だけでなく、人々が海に親しみ、憩うことのできる海岸整備が求められている。

本県では、これまで海岸環境整備事業により、北浜遊歩道とSPAビーチ（人工海浜）の整備等を行ってきた。

第5次海岸事業五箇年計画（平成3年度～平成7年度）では、平成2年度に武蔵港、平成3年度に榑来港、平成4年度には別府港、大分港、姫島港において海岸環境整備事業に着手し、人々が海に親しみ、憩える遊歩道や親水性護岸等の整備を進めてきた。

第6次海岸事業七箇年計画（平成8年度～平成14年度）では、平成12年度に姫島港海岸を完成させ、他は前五箇年計画に引き続き武蔵港、他3港の海岸環境整備事業を実施しており、平成14年度も引き続き、武蔵港ほか2港で事業を促進する。

その他、地域住民に親しまれ、海辺とふれあえる美しい景観をもった安全で潤いのある海岸空間の創出を目的とした、ふるさと海岸整備モデル事業を平成2年度に丸市尾港、平成5年度には富来港で着手し、丸市尾港については平成9年度に完了した。富来港については、平成14年度も引き続き事業を促進する。

表2-5-7 港湾環境整備事業等一覧表

港湾名	事業名	施設	施工期間	平成13年度事業費 千円	平成14年度事業費 (予定) 千円
津久見港	港湾環境整備	緑地	H3～H16	62,000	150,000
丸市尾港	〃	〃	H8～H13	118,000	
大分港	〃	〃	H9～H16		
日出港	〃	〃	H9～H19		
佐伯港	〃	廃棄物護岸	H9～H20		1,100,000
別府港	〃	緑地	H10～H17		
守江港	〃	〃	H10～H12		
武蔵港	海岸環境整備	護岸等	H2～H18	489,000	399,000
榑来港	〃	〃	H3～H17	285,000	150,000
別府港	〃	〃	H4～H21	90,000	180,000
大分港	〃	〃	H4～H11		
姫島港	〃	〃	H4～H12		
丸市尾港	高潮対策	〃	H2～H9		
富来港	〃	〃	H5～H17	250,000	302,000



表 2-5-8 港湾一覧表

港 格	港数	港 名
重要港湾	5	中津港・大分港・別府港・津久見港・佐伯港
地方港湾	19	高田港・臼野港・堅来港・羽根港・伊美港・姫島港・櫛来港・熊毛港・向田港・富来港・国東港・武蔵港・守江港・日出港・佐賀関港 下ノ江港・臼杵港・浦代港・丸市尾港
(56条港湾)		真玉港・小高島港・岐部港

4 農村の環境保全対策

農村の環境保全対策については、平成13年度において土地改良法（昭和24年法律第195号）の改正がなされ、農業農村整備事業の実施に当たっての原則に「環境との調和に配慮すること」が位置づけられた。

これに伴い、「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）が制定され、この中で、田園環境整備マスタープランに基づく環境との調和に配慮した事業の推進が定められた。

このマスタープランでは、市町村を「環境創造区域」（自然と共生する環境を創造する区域）と「環境配慮区域」（工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域）とに区分し、事業計画との整合を図るよう求めている。

平成13年度においては、30市町村において本マスタープランを作成した。

また、農村や農地における環境の実態を把握し、環境との調和への配慮を的確に実施するため、「田んぼの生きもの調査（水田周辺地域の生物調査）」を実施した。

この調査は、宇佐市等の県内4地域7市町において、8～9月にかけて、水田周辺地域の用排水路における魚類の生息状況を調査したもので、アユ、オイカワ、フナ、メダカ等の多様な水生生物が確認された。

水辺環境の整備としては、「水環境整備事業」により長湯地区（直入町）等4地区において農業用ダムやため池、用水路において、親水公園や親水護岸の整備を実施し、「農業水利施設整備促進事業」により番匠地区（佐伯市他）において、地域住民の意見も取り入れた計画により鬼ヶ瀬頭首工の魚道整備を行った。

また、「農業用水環境保全支援事業」により緒方地区（緒方町）等2地区において、用水路

の改修と併せ親水施設の整備を行った。

総合整備事業としては、農業の近代化を図るとともに、農村の生活環境を整備し農村在住者の福祉の向上を図るため、ほ場整備、農道、農業用水路などの農業生産基盤の整備と集落道・水路、農村公園、コミュニティ施設など生活環境の整備を総合的に行うもので、その実施状況は次のとおりである。

- ① 農村総合整備事業
 - 農村総合整備モデル事業 3地区 (H8～)
 - 集落環境整備事業 6地区 (H6～)
 - 災害に強い村づくり事業 1地区 (H8～)
- ② 農村活性化住環境整備事業 3地区 (H5～)
- ③ 中山間総合整備事業
 - 中山間地域総合整備事業 23地区 (H2～)
 - ふるさと水と土ふれあい事業 10地区 (H5～)
 - 農地環境整備事業 2地区 (H5～)

第5 歴史的・文化的遺産の保全と活用

1 文化財の保護

(1) 文化財の現況

文化財は、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群・埋蔵文化財の6種類に分かれるが、特に記念物は自然環境と密接な関わりを持ち、さらに史跡・名勝・天然記念物に分類される。なお、県下における記念物の指定状況は表2-5-9に示すとおりである。

(2) 記念物に対する文化財保護対策

文化財保護事業は、さまざまな文化財の調査・保存・整備・活用を目的として実施しているが、特に記念物の調査・指定・保存修理・環境整備・土地公有化などの事業については、自然環境保全施策と密接な連携を図りながら実施した。

ア 調 査

国指定特別天然記念物カモシカの通常調査（大分県；生息状況・生息環境・食害状況等の概況調査）を実施した。

イ 指 定

国指定史跡大友氏館跡（大分市）の指定及び追加指定、県指定史跡竜ヶ鼻古墳（三重町）の指定を行った。



表 2 - 5 - 9 記念物の指定状況
(平成14年 4 月 1 日現在)

(史 跡)

分 類	国指定	県指定
貝塚・集落跡・古墳など	17	38
城跡など	2	4
社寺跡・祭祀信仰遺跡など	11	30
教育・学術・文化施設など	1	1
交通・治水・生産施設など		9
墳墓及び碑	2	10
旧宅など	3	1
計	36	93

(名 勝)

分 類	国指定	県指定
公園・庭園		3
峡谷・瀑布・溪流		2
山岳・丘陵	1	2
計	1	7

(天然記念物)

分 類	国指定	県指定
動物（生息地を含む）	5	6
植物（群落・自生地を含む）	9	68
地質・鉱物	6	6
計	20	80

ウ 保存修理及び環境整備

国指定史跡岡城跡（竹田市）、同 臼杵磨崖仏（大日石仏）（臼杵市）、同 宇佐神宮境内（宇佐市）、同 緒方宮迫東・西石仏（緒方町）、同 岡藩主中川家墓所（竹田市）、同 犬飼石仏（犬飼町）、及び県指定史跡臼杵城跡（臼杵市）、同 千燈寺跡（国見町）の保存修理・環境整備等を実施した。

エ 土地の公有化

国指定史跡咸宜園跡（日田市）、同 大友氏館跡（大分市）の土地公有化

表 2 - 5 - 10 国・県指定文化財件数（平成14年 4 月 1 日現在）

国 指 定		県 指 定		合 計
重 要 文 化 財	76	有 形 文 化 財	436	512
重 要 無 形 文 化 財	1	無 形 文 化 財	2	3
重 要 有 形 民 俗 文 化 財	4	有 形 民 俗 文 化 財	13	17
重 要 無 形 民 俗 文 化 財	4	無 形 民 俗 文 化 財	45	49
史 跡	36	史 跡	93	128
名 勝	1	名 勝	7	8
天 然 記 念 物	20	天 然 記 念 物	80	100
合 計	142	合 計	676	818

(国指定の重要文化財、史跡、天然記念物はそれぞれ国宝、特別史跡、特別天然記念物を含む。)

